

会 議 録 目 次

平成 1 9 年第 6 回海田町議会 1 2 月定例会（第 1 日目）

平成 1 9 年 1 2 月 5 日（水）午前 9 時 0 0 分開会

日程第 1	会議録署名議員の指名について……………	4
日程第 2	会期の決定について……………	5
追加日程第 1	緊急質問……………	6
追加日程第 2	緊急質問……………	1 1
追加日程第 3	緊急質問……………	2 0
追加日程第 4	緊急質問……………	2 4
追加日程第 5	緊急質問……………	3 1
追加日程第 6	緊急質問……………	3 4
追加日程第 7	緊急質問……………	3 6
追加日程第 8	緊急質問……………	4 1
追加日程第 9	緊急質問……………	4 3
日程第 3	諸 般 の 報 告……………	4 7
	（ 1 ） 議 会 報 告	
	（ 2 ） 行 政 報 告	
日程第 4	諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦について……………	5 1
日程第 5	認定第 1 号 平成18年度決算の認定について……………	5 3
日程第 6	認定第 2 号 平成18年度海田町水道事業会計決算の認定について……	5 3
日程第 7	認定第 3 号 平成18年度海田地区消防組合一般会計決算の認定につい て……………	5 3
日程第 8	一 般 質 問……………	5 5
	（延 会）……………	8 7

平成19年第6回海田町議会定例会

会 議 録 (第1号)

1. 招 集 年 月 日 平成19年12月5日 (水)
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会 (開 議) 12月5日 (水) 9時00分宣告 (第1日)

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員 (15名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 桑 原 公 治 | 2番  | 久留島 元 生 |
| 3番  | 三 宅 総一郎 | 4番  | 岡 田 良 訓 |
| 5番  | 西 田 祐 三 | 6番  | 渡 辺 善 隆 |
| 7番  | 桑 原 克 之 | 8番  | 多 田 雄 一 |
| 9番  | 西 山 勝 子 | 10番 | 宮 坂 二 郎 |
| 12番 | 崎 本 広 美 | 13番 | 前 田 勝 男 |
| 14番 | 住 暹 充   | 15番 | 佐 中 十九昭 |
| 16番 | 原 田 幸 治 |     |         |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員 (1名)

11番 河 野 道 昭

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員 (15名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 桑 原 公 治 | 2番  | 久留島 元 生 |
| 3番  | 三 宅 総一郎 | 4番  | 岡 田 良 訓 |
| 5番  | 西 田 祐 三 | 6番  | 渡 辺 善 隆 |
| 7番  | 桑 原 克 之 | 8番  | 多 田 雄 一 |
| 9番  | 西 山 勝 子 | 10番 | 宮 坂 二 郎 |
| 12番 | 崎 本 広 美 | 13番 | 前 田 勝 男 |
| 14番 | 住 暹 充   | 15番 | 佐 中 十九昭 |
| 16番 | 原 田 幸 治 |     |         |

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員（1名）

11番 河 野 道 昭

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

| | | |
|---------------|---|---------|
| 町 | 長 | 山 岡 寛 次 |
| 企 画 部 | 長 | 永 海 房 雄 |
| 総 務 部 | 長 | 園 山 純 |
| 福 祉 保 健 部 | 長 | 内 田 和 彦 |
| 建 設 部 | 長 | 児 玉 正 克 |
| 企 画 課 | 長 | 大久保 裕 通 |
| 財 政 課 | 長 | 臼 井 真 |
| まちづくり推進課 | 長 | 木 原 晴 彦 |
| 総 務 課 | 長 | 植 野 敏 彦 |
| 税 務 課 | 長 | 朝 倉 登司雄 |
| 生 活 安 全 課 | 長 | 金 子 幹 雄 |
| 住 民 課 | 長 | 飯 田 義 光 |
| 福 祉 課 | 長 | 窪 地 満 |
| 高 齢 福 祉 課 | 長 | 加 藤 一 生 |
| 保 健 セ ン タ ー 所 | 長 | 岡 田 寿 人 |
| 都 市 整 備 課 | 長 | 久 保 伸 一 |
| 建 設 課 | 長 | 畠 山 隆 |
| 教 育 委 員 | 長 | 瀧 川 昌 俊 |
| 教 育 | 長 | 正 木 洋 |
| 教 育 部 | 長 | 中 野 潔 |
| 学 校 教 育 課 | 長 | 青 木 基 秀 |
| 生 涯 学 習 課 | 長 | 青 木 義 和 |
| 参 事 | | 新 浜 憲 治 |
| 会 計 管 理 者 | | 西 本 徹 郎 |
| 参 事 | | 木 原 正 博 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

| | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 飯 森 靖 彦 |
| 主 幹 | 濱 吉 計 守 |
| 主 事 | 中 村 修 介 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

10. 議 事 日 程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

追加日程第1 緊急質問

追加日程第2 緊急質問

追加日程第3 緊急質問

追加日程第4 緊急質問

追加日程第5 緊急質問

追加日程第6 緊急質問

追加日程第7 緊急質問

追加日程第8 緊急質問

追加日程第9 緊急質問

日程第3 諸 般 の 報 告

(1) 議 会 報 告

(2) 行 政 報 告

日程第4 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について

日程第5 認定第1号 平成18年度決算の認定について

日程第6 認定第2号 平成18年度海田町水道事業会計決算の認定について

日程第7 認定第3号 平成18年度海田地区消防組合一般会計決算の認定について

日程第8 一 般 質 問

日程第9 第40号議案 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

日程第10 第41号議案 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

日程第11 第42号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第12 第43号議案 海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 第44号議案 農業委員会の選挙による委員定数条例及び農業委員会の選任による委員のうち議会が推薦する委員の定数に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第14 第45号議案 海田町地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定について
- 日程第15 第46号議案 平成19年度海田町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第16 第47号議案 平成19年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 第48号議案 平成19年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 第49号議案 平成19年度海田町老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 第50号議案 平成19年度海田町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第20 第51号議案 平成19年度海田町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第21 委員会提出議案第3号 海田町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第22 発議第8号 後期高齢者医療制度発足にあたっての意見書案について
- 日程第23 発議第9号 後期高齢者医療制度発足にあたっての意見書案について
- 日程第24 発議第10号 後期高齢者医療制度発足にあたっての意見書案について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開会

○議長（原田）皆さん、おはようございます。本日は大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は15名でございます。定足数に達しておりますので、平成19年第6回海田町議会定例会を開会いたします。

なお、本日は、報道のためテレビカメラ等の撮影を許可いたしておりますので、ご了承ください。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第24に至る各議案でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（原田）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、議長より、5番、西田議員、6番、渡辺議員を指名いたします。

の捜査の状況を見ながら判断したいと思います。今後は調査委員会を設置し、選考委員会の方法を含めて調査し、事務を整理したいと思います。また、こういった事件を含め、不祥事の再発防止へ指揮監督を徹底し、町民の皆さんの信頼回復に全力を挙げる次第でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）先ほどの町長発言の副町長の件について緊急質問をいたしたいので、同意を求めます。

○議長（原田）ただいま西山議員から、先ほどの町長発言の副町長の件につきまして緊急質問をいたしたいと同意を求められました。したがって、西山議員の副町長の件の緊急質問の件を議題として採決いたします。この採決は起立によって行います。西山議員の副町長の件の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第1として発言を許すことに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（原田）起立多数と認めます。よって、西山議員の副町長の件の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第1として発言を許すことは可決されました。西山議員の発言を許します。西山議員。

○9番（西山）こんなことで発言の同意を求めないといけないということは、本当に残念であり、遺憾でございます。

3日の新聞報道によりますと、副町長をよく知る元同僚の男性は「役場に入ってから、仕事ぶりはまじめだった。信じられない」と驚きを隠せない。「今までの実績や信頼があるから副町長になったはずである。議会の同意もある」という発言をされております。私は、この議会の同意は全会一致の同意であったわけでもなく、まずこの経緯から話させていただきます。ましてや、元副町長は平成16年4月に総務部長に配属され、1年未満の間に今回の事件を起こされているという事実がございます。この山本副町長の助役にの人事案件でございますが、平成17年4月5日、改選後の臨時議会で提案されました。確かにそのときの提案理由として「町職員として多方面にわたって活躍され、幅広い経験や豊富な知識を持っておられる方でございます。また、その行政手腕は町長の補佐役としての重責を十分担う人材であると判断し、同意をお願いするものである」とありました。私は、確かに行政手腕は真摯に34年間勤務されたと判断いたしましたが、総合的に考え、この人事には、助役にはと不安が残り、その当時、無記名投票で出た結

論は、賛成票 6 票、反対票 8 票で、否決となりました。そういたしましたら、1 カ月もたっておりません 5 月 2 日にファクスで突然、町長付理事を採用したという報告が入ってまいりました。そのときには、職務権限、決裁権限も与える助役の代わりとして理事を採用したという報告でございました。このときに私は 6 月議会で、一般職で雇った理事に対して職務権限、決裁権限はないのではないかと質問をいたしました。ほかにもう 1 人質問した議員がいるわけです。

もとに戻りたいと思いますが、4 月の臨時議会で否決になった後、海田しんぶん 2005 年 4 月でこう町民に情報を公開されております。これは海田しんぶんでございますが、「助役の選任同意は、前総務部長であった山本義彦氏は、町長の要請と、町民の山積する問題解決のため、一大決心し、34 年間勤めた役場を 3 月 31 日付で退職に臨みました。通常であれば、全会一致で可決する見込みであったが、無記名投票の結果、6 対 8 で否決されました」。次が、無記名投票で投票したにもかかわらず「助役の選任について賛成したのは」と、議員の名前を明記されておりました。

次に、さっきの町長付理事の件でございますが、その後また海田しんぶんの、議会が終わった 6 月号で、一般質問は 14 人の議員が質問したと。「主に行政改革やバリアフリー等でした。広島市と合併するとした議案は否決して今年の 10 月で 2 年になります。なのに、合併推進派は海田町の将来の行財政問題やまちづくりについてほとんど発言がありません。それどころか、山岡町長に対して嫌がらせともとれる個人攻撃的な発言をしつこく続け、陰湿な感じがします。その一部の議員は、町長付理事と助役の問題を取り上げていました」。このときに私たちがよく言われたことは、山岡町長が嫌だから反対の反対ばかりするんだと。会議録を見ていただきたいと思います。ほかにどれだけ反対をしたことがあるのでしょうか。その同じ 6 月号の海田しんぶんには「単独町政を続けるためには県やその他から助役を選任するのではなく、町のことや行財政に精通している町幹部の中から選出するのが最善と考えます。特に、町長の補佐役とし、また、町長の意向を踏まえた現在の理事が適任だと思います」と発行されております。そのときに、また違った行動も起こされようとしてしました。それは「山本義彦氏を助役に推薦する議員有志。山岡町長誕生と同時に収入役不在の方針、そして、昨年 10 月から助役不在の中で多くの事務決裁を町長 1 人がすべて行うことは正常な状況ではありません。先の 4 月の臨時議会で助役承認の提案で否決され、ますます不正常的な状況が長引いています。山本義彦氏は町の行財政に精通する数少ない幹部の 1 人でもあります。そして、町長の意向を

踏まえ、補佐役に一番適した人材でもあります。よって、山本義彦氏を助役に推薦しますので、適宜時期を見ながら、早いうちに助役承認の提案をされることを、署名捺印し、連名で希望します。2005年、海田町議会議員」、あて先は「海田町長、山岡寛次殿」という行動を起こされようとされました。

一般職で雇われた理事が助役と同じ権限を持つということはありません。6月の議会で、しかし、山岡町長はその質問に対し、こう答弁されているんです。「助役の設定できるまでの間、理事にこうした役割を担当させるため採用したものでございます。理事の職務権限についてでございますが、行財政改革の推進のため、助役が行っておりました各部門の調整役としての役割を理事に負わせており、このため、助役権限に相当するものを理事に付与しております」。付与できないものがあるわけですが、こういう答弁でございました。これも本来ならば、決裁権限は与えられますけれども、一般職には職務権限は与えることができないわけです。しかし、決裁権限を与えるための規律を変える公布をしなければ、それも執行にはなりません。私は5月2日にすぐ、海田が告示を張りつける掲示板をすべて見て回りました。1カ所も張りつけてございませんでしたが、このときの答弁では、4月28日に公布をしたと。ちゃんと張り出しましたということでした。私はそこまで、その以降は追及する気がございませんでしたから、1年数カ月、町長付理事として町発展のために頑張ってきました。そういたしますと、過半数をとれると思われたのかどうかわかりませんが、平成18年9月の議会に助役の選任の同意について上がってまいりました。それを見ますと、同一の方でございました。このときには私は、今までの述べてまいりましたが、やはり総合的に助役に選任するには値しないと判断をいたし、反対討論をさせていただきました。しかし、結果は賛成7、反対6で同意があったわけです。同意は同意ですけれども、私が皆様にわかっていただきたいのは、議会全体が総合的に判断をして助役に同意をしたのではないという事実でございます。ここで質問に入ります。そこまでして、なぜ山本副町長を助役に人事案件として上げてこないといけなかったのか、まずそれをお聞きいたします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）今るる説明がございましたが、私も町議会を20年余りさせていただき、そして町長になってすぐに住民投票とか、町民に対するいろんな施策を考えました。34年間の山本副町長の実績は内外ともにいろんな形で精通をしておる、そういう判断のもと

に私は助役に選任の同意をお願いしたわけでございます。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）先ほども述べましたが、総務部長に着任されたのは平成14年4月でございます。今回の恐喝未遂事件を起こされたのは1年未満でございます。私どももいろいろ調査をいたしました。まちの未来を担い、町職員をまとめる補佐役として本当にふさわしい人物なのかどうか。その結果、総合的に判断をして否決という、この方はふさわしくないと判断をしたわけですけれども、町長はこういった事態も、じゃ、人を見る目がなかったと判断してよろしいのでしょうか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）私は山本副町長の今日までの実績とか、役場なんかのことも含めて十分あるという判断のもとにさせていただきました。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）そういたしますと、まず初めに提案された人事案件で同意があるのであれば、私は先ほどの町長発言は見守ってまいりたいと思いますが、否決になり、町長付理事、これも本当に疑わしい理事で、また今度再提案されたこの経緯を見ますと、町長の任命責任はただでは済まされないと思っているんですけれども、その点についてはどう思われますでしょうか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）もちろん任命責任はございますが、過去のいろんな業績からいきましたら、十分に判断したことに間違いないと私は確信を持っております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）確信を持っていらしたとしても、現実、総務部長になられて1年もたたないうちに本当に全国的に恥ずかしい恐喝という行為を起こされた人物でございます。それでもまだ信頼するに足りる、私の判断は間違っていないと思われるのでしょうか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確かに今回の不祥事の問題は、私は11月3日に初めてこれを耳にしたわけでございますが、それまではいろんなことも全然そういうことを耳にしませんし、相談もなかったことで、私は本人を十分に信頼して今日までやってまいりました。

○議長（原田）町長、今の発言の中で11月3日と言われたのは間違いないですか。12月じゃないですか。

○町長（山岡）ごめんなさい。12月3日に訂正させていただきます。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）そうではございません。今この事件が発覚するまで信頼をしていたと。議員の中には、調査・研究をして、確かに職務には精通されていたかもしれないけれども、総合的に判断をすると、助役としては問題があるのではないかという経緯があって、初めは否決され、1カ月もたたないうちに町長付理事で採用された。採用されたら、職務を逸脱したような職務権限は与えられないわけですから、それを与えられて理事をなさっていた。1年数カ月たってまた同じ方で提案をされた。そのときには1票の差で同意が認められましたけれども、私たちでさえ不安があったわけですが、町長は不安がなく、発覚するまで信頼していたと。そういうことは、町長に見る目がなかったと言われなくても仕方がないのではないのでしょうか。その点についてを質問しました。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）私は役場の仕事なんかの関係については十分にそれは機能を発揮してくれたと思っておりますが、今こういうプライバシー的な問題に対しては全然無知であったというふうに反省をしております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）無知であったいかんにかかわらず、これだけの経緯をもって助役に同意で職務をされていたんですが、本当に全国的に恥ずかしい恐喝という事件を起こされました。未遂ですけれども。これは私は、町長は先ほどの説明で、刑が確定か、ちゃんとしたものが出てから決断をしますと言われましたけれども、私はすぐにでも出直し選挙でもしなければならぬまでの重大責任があると思いますが、その点についてはどう思われますか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）11月11日に選挙で信任されたわけですから、一切そういう考えは持っておりません。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）次に、ちゃんとしたものが出れば解職ということでございましたが、その次の副町長を任命、人事案件を出されるときにはどういった心構えでその人物を出されるのでしょうか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）今までの経験を踏まえて、多方面からのいろんな資料を提供いただきながら、十分に理解をいただきながらさせていただきたい、こういうふうに考えております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）先ほどの町長発言の副町長の件について緊急質問をしたいので、同意を求めますので、よろしくお願いいたします。

○議長（原田）ただいま佐中議員から、先ほどの町長発言の副町長の件について緊急質問をしたいと同意を求められました。したがって、佐中議員の副町長の件の緊急質問の件を議題として採決いたします。この採決は起立によって行います。佐中議員の副町長の件の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第2として発言を許すことに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（原田）起立多数と認めます。よって、佐中議員の副町長の件の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第2として発言を許すことは可決されました。佐中議員の発言を許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。先ほど公明党の西山議員から、私どもが出している海田しんぶん、このことについて、いかにもそのことが犯罪の要因になったような言い方をされた。海田しんぶんは、議員として、議会であったことを広く町民に知らせる、これは議員の本来の役割だと私は思います。自分らは出さずにおいて、そのことを中心に議会で反対討論されたり、また、そのことが要因として何か事件に関係があるような言い方をされた。私は、全く低レベルで、これが公明党の議員の立場かという判断をいたします。

本題に入りますが、まず私は、日本共産党海田町議会議員団は今回の事件について、町の信頼を傷つけ、そして、被害に遭った職員とその家族の皆様、また町民の皆様に心からおわびを申し上げます。「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者でない」、これは憲法に明記をして、そのもとで地方自治が成り立ち、そして今この行政をやっておるわけですが、この事件は、公務員の立場を利用し、公務員の真髄で、地方自治の本旨にあるサービスの規定、サービスの宣誓にある「公務を民主的且つ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実且つ公正に職務を執行する」、これはだれでも、私もそうです。私は非常勤の特別職の公務員ですから、公務員は全部そのことがあるわけです。これを逸脱して、ここからこの考えがずれて認識がないから自分

の利益に走っていく、私はこのように思うんです。報道によれば、事件の大筋を認めていると。私は同じ町内会において、私の家からも100メートルしか離れていない。自治会で同じようにやって、信頼し切っておりました。ところが、こういう事件が起きて、びっくりしております。これは自分の地位の立場を利用して、悪質かつ長期にわたって計画的な犯行であります。町民の皆さんは長引く不況、重税、社会保障の改悪、弱者いじめの政治のもとで、それでもあくせくまじめに働いて税金を納めておる。この町民をしり目に自分の利益、自分の懐を肥やすための恐喝、さらに、立場が悪くなれば口どめ工作は、言語道断であります。さらに、公務員どころか、人間失格でもあります。私は今回のこの事件で二重、三重、四重、五重にも裏切られた。怒りを込めてこの事件を強く糾弾するものであります。この立場で、再び事件を起こさないように、真相究明に基づく再発防止のために厳しく発言をさせていただきます。1つ目、公務員は倫理を高揚する自律の精神こそサービスの基準であります。その指導や監督が欠けていたのではないのでしょうか。町長、答弁をお願いします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確におっしゃるように、公務員は全体の奉仕者であり、町民に対する最大のサービス産業である。役場はそういうふうに思っております。そうした中でこういう事件が起きたことに対しまして、私も心外でなりません。しかしながら、今ご指摘のように、町民に対する信頼回復のために、私をはじめ町職員一丸となってその信頼回復に頑張る決意でございます。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）先ほど言いましたが、我々も含め、公務員は全体の奉仕者なんです。一部の奉仕者でないということが求められておりますが、この指導が欠けていたのではないですか。町長、お尋ねします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）私も町長に就任以来、特に意識改革を含めて行財政改革に取り組むように指示をしまして、私そのものもそういう姿勢で今日までやらせていただいておりますが、なおその中にも多少の緩みがあったというふうに深く反省しております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）私は今回の事件で悩んだり考えたりいろいろしたんです。だけど、やっぱり真相究明がまず第一なんです。ここからどう対応していくかというのが求められて

おるんです。それで、厳しいようではありますが、今回の事件を生み出した土壌はどこにあるかと思っているんですか、お尋ねします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）これは役場の組織全体の中にも多少一部にはあったかもしれませんが、職権を利用しての考え方もあると思いますが、やはり本人のモラルの問題と申しますか、一に自分の問題に尽きる、私はこういうふうに思っております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）確かに私もそういう感じで今まで接してきましたから、そう感じておるんです。ただし、総務部長時代から計画的に仕組んだように私は今いろいろな情報の中で受け取っておるわけです。私は、今後の参考にしてほしいんですけども、横の連絡、連携が不十分ではなかったかというふうに今改めて思うんですが、その点はどうですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）私も役場の町長として就任して以来、民間の企業と比べて横の連絡が確かに役場の組織はかなりできていません。そういうことを含めて協働の精神で連携をとりながらやるように指示しております。そのためにも、就任して1年目にすぐ各職員1人ずつを呼んでマン・ツー・マンでの意識改革の面接をさせていただきました。ある程度のテーマを与えてアンケートも出していただいて、それを実行した。2回ほどこの4年間にさせていただいております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）何度も言うようですが、真相究明をしながら、私なりにどう解決していくかという提案もしながら発言を求めていますので、その辺はよろしく願いいたします。この土壌を生み出した原因、人間としてどうあるべきか、また町幹部として、リーダーとしてどのような資質を備えるべきか、ここが欠けていたように私はつくづく思うんですが、それはどう感じておるんですか、お尋ねします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確かに役場で仕事をしておる間は役場の管轄でいろんな形の制約とか規則とかに縛られてやっていたくんですが、一たん家庭に帰りましたら、プライバシーの問題なんかにつきましても我々の権限以外でございますので、そこらを含めて私は、一昨年の訓示でも申しましたように、家庭愛、郷土愛、そして職場愛というようなことを訓示でも述べております。その形が徹底しないと一人前の社会人としての生活ができな

い、こういうふうを考えております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）非常に事件は悪質で、しかも計画的。私はずっと考えてみるのに、公務員として、人間としての精神が曲がっておる。幾ら教育しても使い物にはならない。最初に言いましたように、公務員は全体の奉仕者と憲法にずっと明記してあるのに、これをその指導の立場におる人が、私は人間失格だと思いますから、幾ら教育しても使い物にはならんと。それに公務員の全体の奉仕者の立場が欠落しておるとまた同じことが起きる。公務員として今やらにやいかんことは、これだけの大きな事件を起こして、しかも悪質で凶悪じゃと。恐喝までしておる。町民にこれ以上迷惑をかけないように、住民サービスをもっともっとしっかりさせる。そのためには初心に返った教育が直ちに必要じゃと私は思うんですが、その辺はどうですか、お尋ねします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確におっしゃいますように、事件発覚後すぐ幹部で企画会議をさせていただきまして、事件の内容がまだわからんのですが、一応その後に、今日も取材の方がたくさん見えておりますが、3日の4時から記者会見もさせていただきまして、真相解明についてのいろんな考え方を申したいと。昨日も朝9時半から会議をしまして、いろんな各部課の徹底を図るように指示いたしております。また、一般の適正な職務の遂行についてということをも町長名で全職員にメールを送って徹底しておるといようなことでございます。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）これ以上町民に迷惑をかけないように最大限の努力をやっぱりすべきである。それをしながら真相究明を行いながら、再発防止のために努力をすべきだということに思うんです。それには、力を合わせて業務をする協働体制、これを十分に確保しながら、町長のリーダーシップがここで発揮されると私は思うんですが、その辺のお考えはどうですか、お尋ねします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確かにこういう大きな事件の真相解明を含めて、また町職員一体となって信頼回復に頑張っていく決意でございます。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）私は議員になって30数年になるんです。この間、一連の事件がずっと起

きておるんです。これを今から私は言います。1973年、昭和48年ですね、まちぐるみの選挙違反事件。大きな事件でした。警察に1,000名近い人が呼ばれた、こういう事件がありました。それから、1976年、学校教育用の自転車の購入をめぐる不正事件が議員を中心にやられておったんです。それから、1978年の土木建設工事汚職事件、これは町長を含む職員3名、送った業者が逮捕されて大贈収賄事件が発覚したわけです。町長がとうとう逮捕されるというような事件がありました。それから、1991年の図書館の物品購入偽造事件。これはCDの数をごまかして別の預金通帳にやった。1972年の2月の給食委託業者の東小の調理師免許偽造事件。それから、1997年の4月、海田地区消防組合本部の職員に便宜を図った謝礼に現金を受け取る。そして、今回の引続く事件であります。海田町はこの事件を含めて他の市町村よりもはるかに私は頻度が高いと思うんです。こんなに多く不正事件が発生している。何か特殊な体質がある。私は事件のたびに先頭に立って説明もし、真相究明を行い、対策を立ててきたんですが、何ら教訓にされていないんです。事件を何ら反省し、教訓もされていない。何を今まで、ここにおける幹部の人はその事件をほぼ承知だろうと思うんです。30何年の方々と、もうかなりの年数がたっておられる幹部の職員ですが、私はここを反省していないからこういう問題が出てきておるんだと思うんです。それを町長はどう思っているんですか、お尋ねいたします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）今るる過去の事件に対しての説明があったわけですが、その都度恐らくそのときの町長はしっかりそういう教訓をもとに指導されたと思うんですけれども、現在私が担当させていただきまして4年なんですけれども、その中で、こういうことがあっちゃいけないということで、綱紀粛正とか倫理の問題を含めて十分に皆さん方に、特に財政が逼迫な時期でございますので、十分そこらを注意しながら町政をやっていきたいという初心のもとに返ってやらせていただいておりますが、なおかつこういう事件に大きく反省をしております。ですから、今後もより以上に厳粛な町政の運営に努めてまいりたい、こういうふうに考えております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）報道によれば、町の対応として直ちに職員採用委員会の見直しというのが上げられておりますが、先ほど私が言いましたように、公務員は全体の奉仕者ですね。この真髓が抜けておるんです。その見直しをするだけでは、例えば職員採用委員会の見直し、その部分だけやったのでは、どこかの国会でばんそうこうを張ってその対応

をしたというようながありますが、全くそれに似たようなやり方だと思うんです。私は、公務員は倫理を高揚する自律の精神こそサービスの基準であるというように考えているわけです。だから、職員の人間教育、ここが私は必要だと思うんですが、今回のこの事件を踏まえて、その上に立ってそれぞれ職員が自覚をしながら教育を徹底し、あらゆる、今回の人事の委員会だけじゃなくて、そのほかにこれに関連する、あるかないかわかりませんが、これを機会にやっぱり見直しする必要がある。だから、人事の面じゃなくて入札の面であるとか、そういう面で諸関係、諸規定の見直しを整備する必要があると思うんですが、町長はどう思いますか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確かにご指摘のように、私はとにかく今回の11月12日の訓示の中にも、まず職員の皆さんは健康でなくちゃいけんと。健康な体でなかったら何もできない。次に、家庭の愛ですね。家庭が円満でなかったら、物事がいろんな面で支障を来すんじゃないかということも含めて話をさせていただいています。以前から私は職員の方にも、問題があったり何かあったらぜひ相談をしてくれと。町長室は閉門じゃないよと。しっかりあけて待っておるからということをやっていますが、なかなか職員の方も来にくいのかもしれませんが、訪れることが少ないというのが現状でございます。今ご指摘のように、改めてやはり公務員としての資質の向上をして海田町の汚名を挽回するような策の向上に頑張っていきたい、こういうように考えております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）真に住民奉仕の立場から彼は逸脱をして汚職腐敗の構造を計画的につくり上げてきたということですね。じゃ、今度、真相究明をどういうふうにするのか。先ほどいろいろ委員会をつくってやられると言われましたが、彼が携わった人事のことに、トップで委員長としてやっておったんですから。私も新聞報道でしか知り得る方法がないんです。それと今日の答弁でしかないんですが、2005年2月を基準にして、ここから事件が発覚するというか、基準になっておるわけですけども、それ以前はどうだったか、またその後、これ以外にどうなのかというのは、町長が感じたところで答弁願いたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）私の場合は、4年前に就任以前のことは、議会の方におりましたけれども、その点については私の方に資料もありませんし、何もございません。しかしながら、私

が就任して以来は、特に採用問題について、よそでもいろんな不祥事がございますので、そこらをあわせて十分に検討して、よく徹底して皆さんにオープンにして、何でも、だれが聞かれてもおかしくない、そういう採用の方法にさせていただくようお願いはしてまいったつもりでございます。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）実は私のところに、2005年か2006年かわからんですが、ゆうべ遅くまで、メモをしておったのをずっと引っ張り出した。もう10年近く前。あったんです、これが。これが2005年か2006年かわからんですが、日付は9月4日、私のところに垂れ込みがありました。私は、垂れ込みですから、事実でないし、もしそのことを公にしたら私が処分される、また、本人も迷惑がかかるからというのでね。パートの採用の問題で、焼却場に無理やり、人が余っておるのに入れたというのがあるんです。だから、私が今言うように、真相究明の1つとして、採用でなくて紹介をして、町のパートというのか、臨時というのか、ある。これをやっぱり解明する必要があるんです。だから、職員採用でなくて、町の就職というのか、雇用の問題ですね、それにも携わっておる。前のずっと記憶があって、どこかにあるはずじゃがなと思いながらずっとしたら、やっぱりメモが残っておりまして、私のところに。これが、私の情報に入っておるのは9月4日、それが2005年なのか2006年なのかは書いておらんです。その近くでは間違いない。あるんです。だから、ぜひそれもあわせて、職員の入試の採用以外にほかに事件が絡んでおるように私は判断しますので、ぜひそれも調べていただきたいと思います。いかがですか、お願いします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）正規の職員の採用の問題につきましては選考委員会等でやっていますが、パートとか臨時の問題はその都度その職場の状況によって判断をさせていただいてやっておると思います。その点については、今、佐中議員ご指摘のように、調査の必要があればすぐやってみたい、こういうふう考えております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）いろいろ厳しいことを言うようじゃけれども、責任問題や処分を優先するのではなくて、やっぱり今みたいな真相究明、どこでどこまで広がってどうなっておるかというのをずっと洗いざらい調べる必要があるんです。今みたいにそういう問題が出てくる、そのことを通じてつけ届けがあったり、いろいろな謝礼があったり、商品券

をもらったりしたことが今までも過去の中でいっぱい出てきておるんです。やっぱりそれも踏まえて調査する必要があるのかどうですか、お尋ねします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）十分に調査をしてまた解明したいと思います。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）信頼回復は職員の綱紀肅正と、さらに血の通った行政、町民サービスの向上が求められております。これをどのようにされるのか、お尋ねいたします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）とにかく、先ほど申しましたように、役場の仕事は町民サービスが第一です。その視点に立って、目線を町民に当ててそのサービスの拡大を図っていきたい。私もみずからたくさん皆さんに声をかけながら、町民のいろんな要望に応えるように努力していきたい、こういうふう考えております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）責任問題や処分を優先してもいいんじゃないけれども、恐らくできんでしょう。いろいろ全体が把握できるまではね。しかし、いつかの時点でしなければならないということですね。それは町長も含めて。先ほども答弁が多少ありましたけれども。その時期はいつごろなのか、お尋ねいたします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）今現在、警察の捜査状況でございます。その中で、先日も家宅捜索などを受けまして、全部書類を持って帰っていただいています。ある程度警察のはっきりした指針が出れば、その時期においてすぐやっていききたい、こういうふう考えております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）書類がないからということですが、書類がなくても町長の判断でできることはある。何でもかという、12月の給料、ボーナスがもう出るんですね、山本副町長。これらはどうされますか、お尋ねします。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）今の副町長の身分はまだ在職中でございますので、現在の規定で申しますと、支給せざるを得ないという状況でございます。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）この問題は非常に町民の関心度も高いし、我々だって、さっき言ったよ

うに、二重三重じゃなくて四重五重にも裏切られて、非常に犯罪性が悪質であるということから見れば、一時凍結というのができんことはないと思うんですが、その辺はどうですか、お尋ねします。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）給料、期末手当につきましては、支給日までに禁錮以上の刑に処せられた場合は支給がされないことになりますけれども、今の期間で申しますと、これはできません。それと、支給の一時差し止めというもの、給料についてはできないことになっております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）法的な立場もあって、逆にそれを強行すると今度は理事者側がいろんな面でやられるおそれがありますから、そこら辺は慎重にやってもらいたいということです。

あと2つありますが、1つは、町長みずからが公務員としての高い水準と基本的な考え方、さっき最初に述べたその立場ですね、これを実現するためには、今日からです、もう今から、日ごろからの学習や自覚もさることながら、常にそれを監視監督し、そして、本当に見違えたというような職場をつくってやらなかったら、みんな萎縮してしまって町民サービスが怠られるということも考えられるので、その辺の決意を聞かせてください。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）今までも各職場に出向いて指導なり、いろんな情報を仕入れたわけですが、より一層また職場とか出先へ行って叱咤激励をしてきたい、こういうふうに考えております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）じゃ、最後になりますけれども、私は先ほどから、残念なことに、近くにおって、自治会で副会長、事務長という立場で、ほんまに信頼し切っておりました。ところが、今回のこの事件で本当に非常に苦痛でもあります。だけれども、裏切られたことに非常に怒りを持って私は発言を今しておるんですけれども、しかし、一生懸命まじめに働いている今おられる職員、非常に残念な思いをされておられます。その中でも町長が、責任は町長もとってもらわにゃいけないけれども、職員に対して激励をしながら進めていく。そして、やっぱり血のつながった行政の、職員みずからが町民とそういう

ふうに接するように、こういう指導が私は今非常に大事だと思うんです。督励して、町民サービスの低下を招かないように、最初から私はずっとその立場で発言をさせていただいておるわけですが、まず信頼回復するためには、町長をはじめ職員がやっぱり襟を正してやらにゃいかん。もちろん私どももやりますけれども。最高の責任者として今後の町長の指導を発揮されることを期待し、また、その決意を最後にお伺いして、私の質問を終わります。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）いろいろとご指摘いただきましたが、先ほど来申し上げておりますように、町民との対話とかいろんな会話の中であらゆるいろんなことが出てくると私は思います。そのためにも町職員が、何度も申しますけれども、町民の視点に立って一緒になってまちづくりに貢献していただくよう叱咤激励しながら、私みずからもそういう気持ちを十分持ちながら今後やっていきますので、どうぞよろしくお願いします。

○議長（原田）多田議員。

○8番（多田）町長発言の副町長の件について緊急質問をしたいので、同意を求めます。

○議長（原田）ただいま多田議員から、先ほどの町長発言の副町長の件につきまして緊急質問をいたしたいと同意を求められました。したがって、多田議員の副町長の件の緊急質問の件を議題として採決いたします。この採決は起立によって行います。多田議員の副町長の件の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第3として発言を許すことに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（原田）起立多数と認めます。よって、多田議員の副町長の件の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第3として発言を許すことは可決されました。多田議員の発言を許します。多田議員。

○8番（多田）先ほどの西山議員並びに佐中議員の質問によりまして町長のご意向というのはよくわかりました。まず初めに、採用につきまして、贈収賄というのはよく聞きます。ただ、恐喝ということは全国的にも例がない、聞いたことがないと思います。全く信じられない事件で、残念に思います。最初に、今回被害を受けた職員に対し、十分な配慮をしていただきたい、これをお願いしておきたいと思います。私たち議員でも、事件の経緯につきまして新聞報道でしか知り得ないわけです。事件の内容について少しお聞きしたいと思いますが、合否判定についての当時の総務部長、山本部長の権限はどの

ようなものであったか、お答えいただきたい思います。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）事件の具体的内容につきましては、今、捜査段階の情報でございますので、詳しくは申し上げられませんが、選考委員会、当時の総務部長、委員長としての立場の権限のご質問だと思いますけれども、選考委員会は5人で構成しております。そこに当時は総務部長が委員長をしておりました。ほかの委員が4人おります。これは合議制でございます。合議制で、可否同数で定まらないときは委員長が決めるというのはございますけれども、ほとんどの場合、合議でこの者をという決定をいたします。それを、選考委員会でございますので、町長から選考について諮問を受けております。それを答申書として町長の方へ上げます。町長の方はその答申書を受けて最終決定をするというもので、そこから変化というものは、町長の権限はございますけれども、一般的にはございません。

○議長（原田）多田議員。

○8番（多田）そのときの合議の内容につきましては議事録があったと思いますが、これは多分押収されておるので、わからないかと思いますが、当該職員に有利になるような発言があったかどうかというのは、そのときに出了れた課長、ほかのメンバーに事情聴取はされたんでしょうか。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）いずれそういうこともあろうかと思いますが、現段階ではこの件に関しての選考委員会について事情聴取は受けておりません。ただし、書類関係についてはもう押収をされております。

○議長（原田）多田議員。

○8番（多田）新聞報道によりますと、副町長が、当時は部長ですね、部長が当該職員に手紙を送った内容が、例えば答案を教えたとか、傾向を教えたとか、いろんな情報が新聞によって違うんですが、これは真相というか、本当はどうなんですか。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）この件に関しまして、いろいろ新聞報道、いろんな書き方がなされております。これもこの場で捜査情報として我々が知る範囲のことを申し上げるわけにはまいりませんが、職員、いわゆる被害者の保護の問題がございます。それと、捜査の状況がございますので、一言で申しますと、選考委員会においてその判断となるよ

うなものではなかったということは整理させていただきたいと思います。

○議長（原田）多田議員。

○8番（多田）確かに今は捜査中ですから、その辺は言えないとは思いますが、この人事の採用の選考について、一般職の採用とまた違った試験の内容だと思うんですが、この試験について、当時の部長であった山本部長は試験の答案の内容というのを知り得る立場にあったんですか。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（植野）この採用試験に当たりましては1次、2次と試験を行っております。

1次試験につきましては、筆記試験で教養試験と専門試験を行っておりますが、この問題につきましては外部に委託をしておりますので、実際に直接その試験問題等を目にすることはございません。

○議長（原田）多田議員。

○8番（多田）ということは、部長は筆記試験の問題についてはご存じなかったという判断をしてよろしいんですね。今後の対策なんですけど、こういうことが起きたわけですから、一般職じゃない職員の採用についてのその採用試験の方法というのをどのように変えていかれるのか、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）選考の方法、選考委員会のあり方、試験のあり方、手続きのあり方、すべてについてもう1回検証しまして、今までは選考委員会の制度そのものが機能していなかったわけではございません。ただし、こういう状況が起きることになったという、詳しい捜査の状況を見ながら、具体的にその辺はより公平、透明に、それから秘密の保持ということもあわせて整理をしてまいりたいと思います。

○議長（原田）多田議員。

○8番（多田）それから、内部調査委員会を立ち上げられるというふうに、これも報道で知ったんですが、今朝、町長も言われました。この内部調査委員会、内部だけで調査されるよりも、例えば弁護士さんとかそういう外部の方を入れられる考えはないでしょうか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確かにそういうことにつきましても検討してやっていきたい、こういうように考えております。

○議長（原田）多田議員。

○8番（多田）ぜひ、内部だけの調査ではやっぱり遠慮もあるだろうし、いろんな問題があると思いますので、外部の弁護士さんなり学識経験者なりを入れていただくように提案をいたします。

それと、余罪につきまして警察が捜査を今されていると思います。私が考えるのに、こういう事件を起こされるという土台というか、人間的なものがいろいろあると思いますが、総務部長ですから、人事の面も、役場内での昇任というのも多分かかわっておられたと思います。役場内での昇任に関して、例えば今度みたいな事件、今、内部ですの、多分言われていない職員がいらっしゃるかもわかりません。もしそういうことがあったらですよ。そういうことについても調査されるのか、そこをお聞きします。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）いわゆる昇任、採用について同たぐいのものがあるかということだと思いますけれども、今、捜査の状況を見守るとともに、そういうことが実際に要求等があれば通報ができるような、今おっしゃいましたような、外部機関へ直接通報ができるようなことも考えていく必要があるかと思っています。

○議長（原田）多田議員。

○8番（多田）確かに今回の調査だけではなく、そういう機関をつくられて、役場の職員が気軽にそういうところに相談できるような体制をつくっていただきたい。これが再発防止につながると私は考えております。

最後に、今回の事件を起こされた山本部長は私もよく知っておりますが、ちょっと信じられない思いです。町長が任命というか、提案をされたわけです。確かに仕事はおできになると思います。ただ、こういう事件を起こされたのは突然に発作的に起こされたんじゃないと私は考えます。長年の土台があったんだろうと思っております。それを、人間的な問題があった山本部長を町長は信頼されたわけですが、その点についてのご責任はどうでしょうか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）先ほども西山議員、佐中議員に申し上げましたように、やはり役場の業務の中では業務を第一として、仕事を中心として、それで精通した方ということで私は信頼を申し上げたわけでありますので、どういうふうな形になったか知りませんが、家庭的な問題もあったんじゃないかというような私なりの予想はしておりますけれども、

そこらを含めて今後反省の材料にしながらいろいろと選考に考えていきたい、このように考えております。

○議長（原田）多田議員。

○8番（多田）家庭的な問題も多分おありになったんだろうと思います。今、企業なんかでは人事的なものの中で、家庭環境もある程度把握しようとする時代です。ですから、役場でも職員に対して、例えばギャンブルにお金をつぎ込んでいるんじゃないかとかというふうな内部情報がもしあったときには個別にカウンセラーでも雇って早い目に対処していただきたいと思いますと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）先ほども申し上げましたように、やはり職員全体に適正な職務の遂行について、金銭的なことが一番大きな問題と思ひまして、私もそれを通達いたしております。今後もそれをやっていくつもりでございます。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）先ほどの町長発言の副町長の件について緊急質問をしたいので、同意を求めます。

○議長（原田）ただいま前田議員から、先ほどの町長発言の副町長の件につきまして緊急質問をしたいと同意を求められました。したがって、前田議員の副町長の件の緊急質問の件を議題として採決いたします。この採決は起立によって行います。前田議員の副町長の件の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第4として発言を許すことに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（原田）起立多数と認めます。よって、前田議員の副町長の件の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第4として発言を許すことは可決されました。前田議員の発言を許します。前田議員。

○13番（前田）先ほど来3名の方から、そういうふうに我々が、副町長といいますか、当時は助役、この選任に反対した、いろいろ副町長になられた経緯等々の前置きは出ておりますので、割愛しますけれども、まず1点、最初に言いたいのは、いずれにしても、17年4月5日か7日ですか、日にちはそれとして、否決されたと。その否決された人物を、町長個人が議員を個々に訪問して、甘い言葉か何か知らんが、そういうことで同意を求めて、そして副町長に同意するような、そういうことをやられたと。それに乗った

議員もおるわけですが。こういうことが任命権者としてまず失格じゃないかということ
を私は思うわけです。あなたはいろんなことで新聞にも言われております。任命権者
として責任がある。今言いました、そういう否決された人間をそこに持ってきた。私ども
は、先ほど来、一、二名の議員からも、すばらしい人物であったというふうに出ており
ますが、私個人は決してすばらしい人物であるとは思っておりません。仕事はできたか
もしれませんが、言葉遣い、人間性のことが最悪であったということで、私は初めて議
会に上がらせてもらった当時、当時は保険課長か何かじゃなかったかと思うんですが、
その当時から全く野風増といいますか、職員としてあるまじき言動が出ておりました。
そういうことを同意案件のときにも言いましたが、今、話があちこちしておりますけれ
ども、そういう、私から言うとならぬ人物を町長が議員各位を個々に訪問してやった。
だから、その責任があるんだということですが、その任命権者として、今言った、議員
を個々に訪問して同意を求めたことの責任、そして任命した責任、責任があるんだと言
うが、その責任をどのように示されるのか、まずそこからいきたいと思います。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確かに議員の皆さん方にも同意を求めるようにお願いして回りました。こ
れは政治家としての私、山岡寛次がしたものでございまして、議会の方でも、議長の選
挙に対しても、今まで私らもそういう同意を求める形で議長選挙にしてもいろんなこと
をやった経緯がございますので、私は一つもそれは間違っていないかというふうに思っ
ております。それで、同意が得られなかったというのは、それぞれ人間だれでも皆さん
は、好き嫌いと言ったら言い方が悪いかもしれませんが、皆さん方にいろんな形で合う
人と合わない人との人間関係がある、そういうこともございますので、そういう点につ
いては私もいろんな形で皆さんのいろんなことを聞きながら判断をさせていただいてお
ります。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）町長、答弁が間違っておったらいけんよ。任命権者としてどういう責任
のとり方を示すんだと言うておるんです。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）先ほども初めに申し上げましたように、警察の捜査が終わり次第、そして
私の判断をさせていただきたい、こういうふうに考えております。

○議長（原田）前田議員。

○ 13 番（前田）再度言いますが、だから、現段階では責任は何もとらない、こういうことですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）もちろんそういうことは考えておりません。

○議長（原田）前田議員。

○ 13 番（前田）それじゃ、先ほど来、町民の皆さんに申し訳ないとか、大変皆さんに迷惑をかけましたとか、その言葉は嘘じゃないですか。先ほど来、謙虚な気持ちでとかいろいろ、反省をしておりますとか、これは全部嘘じゃないですか。一方では、責任がある、責任をとりますとかいろんなことを言われながら、何にも思っていない。これは反省にも何にもならんや再発防止にも何にもならんじゃないですか。佐中議員に対しても嘘を言うておるじゃないですか。横からやじも出ておりますが、謙虚さが全然ないじゃないですか。どうなんですか、その辺は。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）先ほど何度も繰り返しておりますように、現在捜査中でございますが、確かにこの事件が起きたことに対しては深く反省をして謝罪を申し上げたわけですが、その後の捜査状況によつての判断をさせていただきたい、このように思っております。

○議長（原田）前田議員。

○ 13 番（前田）捜査のことを言うておるんじゃないんです。あなたの責任、どのようにしてその責任を示すかと言うておるんです。だから、おかしいじゃないですかと。だから、だめだと言われた人物、1回は議会で否決された人物をあなたはすばらしいと思われたか、それはわかりませんが、私らは、先ほど来言うておりますように、言葉遣いといい、そういう態度が悪いから、助役としては不適切であるということで反対した。今は副町長です。それで、先ほど来、反省しております、悪かった、任命権者として責任がありますと。責任を示すと言うて、どういうふうにするのか示さないと通らないんです。警察の捜査は何の関係もないじゃないですか。同じことを何回も言うても一緒ですが、責任の所在は後でもう1回これは出てくると思いますから、言わにゃならんと思うんですが、ちょっと観点を違わせますが、ここ二、三年、優秀な職員が定年前に何名かやめていっております。これはいわゆる副町長、それが態度が悪いとか、職員の指導的立場にありながら、今ごろのはやりの言葉で言うと、職員をいじめるとか、そういう特別な何かをするからそういう事態が起きておるんじゃないですか。まず、優秀

な職員が定年前にやめていくのは何が原因だと思いますか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）それぞれ定年前の職員の家庭の事情とか、自分の進退の問題、第2の人生の問題を含めて、いろいろ相談があった後にそういう判断をされたものと私は考えております。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）それは簡単な逃げ方であろうかと思うんですが、そのために職員が不足してくるということで臨時採用。またこの臨時の職員採用が、今言いましたここ一、二年、莫大に増えておるんです。正職員の数が減りながら、給与そのものが増えておるような状態になっておるんです。臨時職員がどんどん増えている。一方ではスリム化とか何とか、口ではいいことばかり言うて、やっておられることは全然違うんです。だから、ここらを含めて臨時採用、ここらでも不正があるんじゃないか。そこらは何か、あなたはあるとは言われないうたろうとは思いますが、そこらのところまで監視しておるのかどうか、総務部長も含めて、そこらの採用にただ助役というか、副町長にすべてそこらを任せてきたのかどうか。臨時採用のときに何かやっぱりやましいことがあるんじゃないか。どうなんですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）職員の臨時採用につきましても、一応相談を受けながら、その職場の状況を判断しながらそれを決定してお願いしております。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）臨時職員につきましては原則、各課で当該年度に必要な人数を予算化いたします。各課が登録された者もしくは登録されていない臨時の職員の方については人をお願いしまして、各課で起案・決裁し、総務課の方で合議をする。それから、ほかに一般的な、育児休業の代員であるとかそういうものにつきましては総務課の管理の方で予算化をして、そういう手続きをとって起案・決裁しております。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）何かようわからんけれども、そういう臨時職員は、それじゃ、あしたから来いやというようなことで、それじゃ、ちょっと持ってこいやというようなこともあるやに感じられるわけよね、その辺が。こういうことを、実際に恐喝までやるようなことだから、それぐらいのことはあるんじゃないか。そこらをまたあわせて部長、調べて

もらわにゃならんと思うわけだね。内部調査云々というて町長御みずから言うておるわけだから、いろんなことを含めてやっぱり調べる必要があるんじゃないかと。そういうことで、またもとに戻りますが、当時助役、現副町長、人事案件は私はこれは何回も言うてきた。地方自治法の167条だったかな、何ぼじゃったかな、抵触するんじゃないかと。要するに一般職で採用して、162条かな、助役は議会の同意案件じゃないかということ随分やかましく言うてきたんじゃ。それで、理事という職を、職員の規定かな、何だったか、そういう規定を勝手に町長が助役とあるのを理事と読みかえるとと言うて、一般職で採用した理事職に、多分162条だな、一般職で採用した職員に助役の仕事をさせる、これは地方自治法違反じゃないかということで随分言うてきたんじゃが、そういう町長のワンマン的姿勢が助役の行為を助長したのではないかと。だから、町長は随分責任があると思うんですが、そこらを含めてどう考えておるのか。この地方自治法の問題、そういうことを含めて。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）地方自治法の問題を含めて十分に検討した結果、私は任命をさせていただいております。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）おかしいじゃないですか。助役の仕事をするのは地方自治法、職の規定ではそれは部長はどういう仕事をしますよ、課長、主任、主査はどういう仕事をするという規定はあるんです。助役という仕事をするのは議会の同意案件になっておるんです、162条。多分そうです。それから、ついでじゃから言いますが、先ほど来、反省しておるとか、警察の捜査じゃからどうじゃこうじゃということですが、今度は163条ですか、解雇すればいいじゃないですか。逮捕されてそういうことははっきりしておるわけだから。なぜ処分ができんのですか。先ほど来出ておるように、ボーナスの時期である。給料じゃと言うておるけれども、給料ですか。報酬じゃないんですか、どうなんですか、副町長だったら。そこらのところをはっきり。給料なのか。給料は払わにゃならんと思うんです。報酬だから、物が違うんじゃないかと思うんです。だから、163条、解雇できるんじゃないか。多分、条項が間違っておったら、書記の方が直してほしいとは思いますが、どうなのか、その162条、163条の件を含めて。なぜそういう処分ができないのか。片方では処分します、やります、責任がありますと言いながら、ボーナスは払いましょう、給料は払いましょうなんていうようなことを言うて、それは町民感情が許さんでし

よう、町長。口で言うておることと、先ほど来言うておるでしょう、あなたが言うておられることと、やっておられることは違うんだと。あわせて答弁願いたい。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）助役につきましては給料でございます。もし解職されますと、その職にあった日までの日割りで支給されるということでございます。副町長でございます。

それから、現時点での解職の手続きの問題でございますけれども、今、検察庁の方に身柄が拘束されておるようでございます。今、接見は起訴されるまで禁止ということで、もし私選の弁護人等が選任されましたら、その方を通しての手続きは可能かと思えますけれども、それは町長のご判断ということでございます。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）あんたらはどこまで嘘を言おうと思うんか。昨日起訴されたと言うたじゃないですか。じゃないのか。ちょっとそこを確認。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）検察庁へ送致されまして、今から勾留期間中に取り調べが続いて、その後10日から20日かかった調査が終わったら、その判断で起訴に及ぶということでございます。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）何か私もわからんようになってしもうたが、まず副町長、そういうことで町長の直接の補佐役で、先ほど来町長も言うておりますね、最も信頼できる人物である、こういうことを言うておられるわけですね。ということは、町長が一番信用しておるということは、言いかえれば一心同体、こういうようなことにもなろうかと。こういうことで、私は当然のことだろうと思うんです。だから、副町長の行為が町長に自動的にというか、道義的にやっぱり同じ責任がかかっていくんじゃないか、こういうふうに私は思うわけよね。それから、先ほど来言うておるようないろんなことを、町長は責任があるじゃというようなことばかり言うておられるが、その責任を全然答弁の中では感じておらんわけよね。そこで、先ほど来出ておる、私が言うております職の規定とか、こういうものを読みかえたり、都合のええようにやっておられるわけよね。規定だから、自分でつくって自分が運用すりゃええんだから。ここらの、先ほど来言うておるワンマンなところね。私から言うと、でたらめをやっておるわけですよ、好き放題に。何回も過去の本会議でも一般質問でも言うておる。行政を我が物にしておるじゃないか、私

物化しておるじゃないかと。そういうことがこういうところにあらわれてきておると思うんです。だから、職の規定とかそういうようなところももとの正常な状態に、やっぱり助役は助役の仕事として、部長は部長の仕事として、本来の職務に戻す規定に直して、いわゆる正常な形にする考えがないかどうか。それもワンマンでまた好き放題にやっていくのか、こういうことなんです。その辺を答弁願います。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）私は、何度も申し上げますように、私物化とかワンマンとかということの一つも思っておりませんし、皆さん方と一緒にあって町民の幸せのために頑張る決意でございますので、誤解のないようによろしくお願いします。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）何か知らんが、そういう、ワンマンじゃと思うておらんとか、要するに昔から言う、我が身のところは気がつかんというようなことがいっぱいあるわけです。そこで、また観点を変えますが、先ほど来ちょろっと出ましたが、私的なことでね。私ども、うわさの範囲というか、人の口伝えだから、こういうところで言うていいのかわからんけれども、かなりのマージャンのプロであった、こういうことを聞いておるんです。だから、町長、家庭愛がどうじゃら、職場の愛がどうやらとか何とかと言うておられますが、そういうところの私的なよくない行為まで、どこまで監視して職員指導をやっていくのか。今回の1つの原因は私は、うわさの話からかわからんけれども、もう1人の議員からも出ておりましたが、マージャンとかかけごとをやる、そういうところの指導、今回の一因はそこらにもあるんじゃないかと思う。そこらは警察が調べることだから、言いにくいじゃろうと思うけれども、私が言うのは、町長が家庭が云々とかどうかと言うから、その辺まで入って、どこまで職員の指導というか、そういうことの監視ができるのかという、今後やっていくのかということです。そこらをどういうふうに考えておられるか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確かにご指摘のようないろんなケースはございますが、我々も職員として、また行政を預かる者として、プライバシーの問題、家庭にどこまで入っていったらいいか、これは非常に限界があるので、我々ができる範囲の形でやらせていただきたい、こういうふうに考えております。

○議長（原田）西田議員。

○5番（西田）町長発言の副町長の件について緊急質問をいたしたいので、同意を求めます。

○議長（原田）ただいま西田議員から、先ほどの町長発言の副町長の件につきまして緊急質問をしたいとして同意を求められました。したがって、西田議員の副町長の件の緊急質問の件を議題として採決いたします。この採決は起立によって行います。西田議員の副町長の件の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第5として発言を許すことに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（原田）起立多数と認めます。よって、西田議員の副町長の件の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第5として発言を許すことは可決されました。西田議員の発言を許します。西田議員。

○5番（西田）今回の事件は非常に残念な事件だというふうに考えております。それは今までの議員の方がいろいろ言われておりますので、端的に1点だけ集中させてもらいたいと思います。まず、発生から発覚までの経緯が非常に我々議員に対して説明が不足しているような感じがします。もう1度、発生から発覚、発覚からその対応、そのところをもう少し明確にしていだけませんか。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）これは今、捜査上の情報、それからいろいろ制約がございまして、非常に詳しくは申し上げられませんが、新聞報道でたくさん情報が実は出ております。これも、我々からでもなく捜査当局からでもなくというふうな情報もございまして、先ほど冒頭で町長が申しました、17年2月からの職員採用に絡んでのいわゆる恐喝未遂事件、これについて総務課の方に相談が11月8日に本人からあったと。その相談を受けて、そういう不利益についてはないという説明をしながら、本人の平静を保ち、その後、副町長が本人と面談をした、そういう状況でございます。

○議長（原田）西田議員。

○5番（西田）11月8日に相談を受けて、どこが窓口になって受けられて、だれが対応して、それから副町長のところに行って2人で面談したという形になっていると思うんですが、だれが対応されて、副町長と2人になった、そういった場面までをもう少し正確に言っていだけませんか。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）まず、面談をしましたのは私、それから総務課長、本人、あと職員。

職員は特定されますので、ほかの者については省略させていただきますが、都合４人の職員で対応しました。それと本人、その後、副町長ということです。これ以上のことは申し上げにくいので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（原田）西田議員。

○５番（西田）１１月８日の時点で総務部長と総務課長を含めて受けて、それから副町長の時点で話を持っていったと。そのときに、副町長と職員と２人で相談を受けられたというようになっているんですが、こういった重大事件に関して、その記録をとるためにも３人ぐらい必要だというふうに感じるんですが、そういったところは実際に行われなかった。それと、そういったところに注意はどのように考えられたのか、お伺いします。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）この件に関して具体の記録はとっておりません。申し訳ございません。それと、副町長と２人で当事者がということでございますが、これは副町長と２人、前段で我々が面談をした後でございましたので、あえてほかの者が同席はしておりません。

○議長（原田）西田議員。

○５番（西田）このような重大事件の記録をとっていない、ここらに大きな問題点があるというように思うんです。そういうところがきちっと行えれば、ある程度の抑止力は自然に働く。権力が１つに集中しない。記録がとられる、重大事件の過程が全部記録に残されれば今後の再発防止にもつながると思いますが、今回のケースなんかにおいてもやはりきちっと記録をとっていくということが大事だというふうに思います。それと、実際にそのように詳しく対応されたにもかかわらず、１１月３日に議会の全員協議会が緊急に招集されて、なぜその場でもう少し詳しく……。新聞で我々が内容を知るような現状があるわけですね。それは職務として実際に動かれた内容ですから、やっぱり議会に対してきちっとその答弁はなされるべきというふうに理解しているんですが、全員協議会でその説明がなされなかった。経過を再三いろいろそのときに質問されたと思います、議員の方々が。なぜされなかったのか。いつも町長は、議会と執行部、これは両輪であると。しっかりまちづくりをやっていきましょうというふうにいつも言われているんですね。そういったところに向いて議会に非常に軽視なところがあるんじゃないかというのが見えるんです。その点、もう１度、どのような形で対応されたのか、お願いします。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）12月3日の全員協議会でございますが、これはまだ任意の事情聴取の段階でございましたので、事件の名前、発生の年度は申し上げたと思いますが、それ以上のものは、まだ被疑者の段階でございますので、言えなかったということでございます。その後、下へおりまして、4時過ぎでございますか、逮捕という報が入ってまいりました。その中でまた若干情報が入ったというものでございます。それから、本日も非常に事件の内容について十分に申し上げることができなくて申し訳ないんですが、今の段階では我々が出せる情報を精いっぱい出したつもりでございます。

○議長（原田）西田議員。

○5番（西田）今の経過の中でもう1点気になるところがあるんです。11月6日に選挙の公示があったんです。5時の時点で無投票当選と。それを受けてかどうかはわかりませんが、ちょうどタイミングよく11月8日。この職員さんの心痛を考えると、非常に長い間悩まれたんじゃないかという感じもしますし、その選挙結果によって副町長の要するに再任も当然考えられるわけですね。だから、そこらの意を決して11月8日にわざわざ相談に行かれたんじゃないかと。相談はもっと早くでもできたはずなんですよね。ところが、11月8日にされた。ここらがやっぱりそこまでの権力が集中した大きな原因というふうに私は理解しておるんですが、権力が集中するようなものをできるだけガラス張りにして、みんなが確認をとれるような構造にしていかないと、こういう問題は個人の問題だけに頼るわけにはいかないというふうに思います。だから、構造改革等も含めて考えるべきだというふうに思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）今の選挙、それから、相談までの時間がどうかというような問題もございすけれども、先ほど申しましたように、言いやすい体制といいますか、自分が不利益にならない、身を守れる通報制度といいますか、そういうものを確立する必要があるかと思います。

○議長（原田）西田議員。

○5番（西田）先ほどから言っているように、権力の集中とかそういったものをできるだけオープンにするような形で、2人体制、3人体制できちっと検証できるような形をとれば、そういう意味の個人の問題もある程度カバーできてくるというシステムができると思いますので、その点、今後、経過がどのようになるかは私もまだわかりませんので、

そこらの経過を踏まえてまた今後質問をさせていただきたいと思います。以上で終わります。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）今朝ほどの町長発言の副町長の件について緊急質問をしたいので、同意を求めます。

○議長（原田）ただいま崎本議員から、先ほどの町長発言の副町長の件につきまして緊急質問をしたいとして同意を求められました。したがって、崎本議員の副町長の件の緊急質問の件を議題として採決いたします。この採決は起立によって行います。崎本議員の副町長の件の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第6として発言を許すことに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（原田）起立多数と認めます。よって、崎本議員の副町長の件の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第6として発言を許すことは可決されました。崎本議員の発言を許します。崎本議員。

○12番（崎本）先ほど来いろいろ皆さんから質問が出ていますが、要約して、簡単に町長の意見というか、答弁をお願いします。私が言うのは、町長は、こういう重大な事件があった直後でありますので、もうちょっと謙虚な姿勢で答弁してもらわんと、副町長がやったことじゃけん、今、副町長は警察につかまっておるけん、わしには関係ないような物の言い方だけは、これだけの傍聴者がおられるから、もうちょっと謙虚な気持ちで。というのは、副町長を任命されて、個々の議員に、どう言われたか知らんのですが、1回否決されたけん、こうこうこうじゃけん、こういうことを、おまえの言うことを聞いちゃるけん、じゃけん、頼むわいと言われたりするのには国会でもどこでも当たり前のことじゃと。そういうことを平気でこういう場で言うところじゃないんですよ。どういうあれがあったか知りませんが、もうちょっと、皆さんがおられる前でそういうことを言う場合じゃないでしょうが。人がやったけん、ほんじゃ、わしもやってもええ、そういう問題のものじゃないでしょうが。だから、町長のモラル、副町長のモラル、それが問われるんですよ。そこらをもうちょっと。それは山本福町長が無罪になって、そういうことはなかったというときやったら、そう開き直って言われてもいいんですが、今まで警察で取り調べ中の中でそういうことを言われることは私はないと思いますよ。同意のときにも、町長、私はいろいろ説明をなさいと言うておるんですよ。町長の答弁で

は、行政改革、あれは行政のやり方の中では、私も素人でございますので、いろいろ行政の専門知識もわからないから、対外的な、町とか県とかいろんなあれを踏まえて山本君の同意をお願いいたしますと言うておられますよ。あれじゃったら、素人じゃから同意をお願いしと言われておるんじゃから、そこらをもうちょっと謙虚な気持ちで私は答弁をお願いします。その点について、どうですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）私は先ほど来ずっと答弁をしておりますけれども、一つも意地を張ってどうかというんじゃないしに、謙虚な気持ちで皆さんにおわびをしながら、今後の対策について頑張る決意を述べたつもりでございます。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）だから、私が、国会でもやっておることじゃ、どこでもやっておることじゃから、やって当たり前、そういう言葉の使い方がわしは一つも謙虚な気持ちじゃないということ言うておるんです。ワンマンでないと言われますが、後から出てきますが、調査問題やいろいろでも、自分の意見を先に言うておられるんじゃないんですか、行政に対して。言われることとすることが違うから皆言うておるんじゃないですか。言われることはええことを言うておられるんですよ。皆さんとともに定めたルールに従って、個々の施政や何かを実行しますと、ええことを言われておりますよ。それじゃから、謙虚な気持ちで今後こうしますと言われれば、それで済むことじゃないんですか。ひどう言うてもあれじゃから、そこらのところをもうちょっと。それは今、広島県下でも全国的にもいろいろな問題が出ていますが、最初からわしは何もやっておらん、わしは正しいと、皆そう言われますよ。だが、そこの中身が、人がやっておるから、国会や何じゃかんじゃ、それだからわしもやってもええと、そういう物の言い方はちょっと慎んでもらわんかったら、わしは謙虚さが足らんと思いますよ。その点に対してお願いします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確かに私もリーダーシップをとるためには、いろんな施策を先行して皆さん方をお願いする場合もたくさんございます。しかしながら、また今、町民のいろんな意見とか議員の皆さん方の意見を聞きながら謙虚に受けとめてやるつもりでございます。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）それをなぜ先に言われんですか。最初にそれを言うておったら皆さん

済んでおるんよ、質問を。人がやるから自分もやるという、そういう物の考え方じゃなしに、今の考え方を貫いてもらえば。今の考え方を、ずっと謙虚な気持ちで議会や町民皆様の意見を大切にして行政をやって今後の動向を見守りますと言われたら、それで済むことであるんです。これで終わります。

○議長（原田）桑原克之議員。

○7番（桑原）町長発言の副町長の件について緊急質問をしたいので、同意を求めます。

○議長（原田）ただいま桑原克之議員から、先ほどの町長発言の副町長の件につきまして緊急質問をしたいと同意を求められました。したがって、桑原克之議員の副町長の件の緊急質問の件を議題として採決いたします。この採決は起立によって行います。桑原克之議員の副町長の件の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第7として発言を許すことに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（原田）起立多数と認めます。よって、桑原克之議員の副町長の件の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第7として発言を許すことは可決されました。桑原克之議員の発言を許します。桑原克之議員。

○7番（桑原）7番、桑原克之でございます。先ほど来、質問がたくさんございましたので、基本的なことだけについて質問をいたします。誠に遺憾なことなんですけれども、今までの質問の回答なんかをいろいろ聞いている中で1つ確認といいますか、私が認識していることとかけ離れたような点がございますので、質問いたします。公務員は全体の奉仕者である。それは、国家公務員であれ、地方公務員であれ、これは鉄則です。それで、今までのやりとりで私が考えが及ばなかった点もあるかと思うんですけれども、役所で勤務中はともかく、家に帰ったらプライバシーの問題もあるので、そこまで管理が及ばないというような回答といいますか、発言があったように思うんです。国家公務員にしろ、地方公務員にしろ、全体の奉仕者であるということは、24時間そうなんです。私も国家公務員だったんです。予算時期になりますと、背広を着て寝ていました。いつ今の財務省から呼び出しがかかるかわかりません。そういうのが公務員の鉄則ですよ。プライバシーとか何とか、そんなことを言っちゃおられないんです。と私は思っていたんです。それが何か、家庭に帰るとプライバシーがどうだの、勤務中は目が届くからどうだのと言われたことについて、おれの認識が誤っていたのかなという印象を今受けたからこういう質問をするんですけれども、本当にここに座っておられる行政機関の長で

ある方々が、家庭に帰ったらもう勤務中じゃないんだからというようなことで、今、回答があったようなこと、プライバシーがどうだのこうだのということ、そんなことは超越していますよ。私はそういうことで今まで35年間公務員をやってきたわけですから、その辺はどうですか、町長、お願いします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）役所は役所のルール、家庭には家庭のルールがあって、お互いにプライバシーまで踏み込めないのが現在の社会的な状況じゃというふうに私は判断をしていますので、それじゃ、どこまでを制約するのか。私なんかにつきましては例えば24時間勤務のような形です。と申しますのが、夜中に火事があれば起こされるし、何か水害があれば行かないといけない、そういう認識は十分持っておりますが、その権限と、どこまでの職務権限というのが求められるんですが、そこらの点についてはお互いの、自分の家庭が崩壊しても、それでは困りますので、そこらを十分にひとつやっていかにゃいけんという考えを持っております。

○議長（原田）桑原克之議員。

○7番（桑原）そこがおかしいと言うんです。家庭が壊れようがどうしても、やれということはやらないとしようがないということなんです。私はそう思ってやってきたんです。全体の奉仕者というのはそれほど重いものだとすることを今まで感じてやってきたということなんです。見解の相違だと言われればやむを得ませんから、これ以上申しません。だけど、少なくとも全体の奉仕者ということは、24時間、ここに座っておられる人は、管理者はもちろんのこと、公務員としては自覚しておかないといけないということなんです。と私は思っています。今でも思っています。その辺は、貴重な時間ですから、余り同じことばかり繰り返すようになって困りますので、そういう認識を持っていただきたいということをまず冒頭に申し上げて、質問に入ります。

いろいろ今日の新聞にも架空口座のことが出ていましたから、今、捜査中ということで、新聞記事以上のことは言えないことは皆さんご承知のとおりだと思うので、私は町の対応について主に質問したいと思うんです。それで、昨日の新聞ですね、封書のことが出ていましたね。県警が、封書を送った動機、経緯などを追及するというようなことを言っています。その封書が、記事をよく読みますと、2つあるんですよね。偽名の預金口座を振込先に指定した封書を郵送したということ、それともう一つは、試験前に出題傾向がわかる内容を記した別の匿名の封書を数年前に郵送したと。どっちも、もちろ

ん今から動機なり経緯なり、使用目的を追及されていくと思うんですが、そういうことについて明らかになると思うんですけれども、試験前に出題傾向がわかる内容を記した別の匿名の封書を郵送したというようなことは、その当時の採用試験の実施状況なり、受験環境といたしますか、競争率みたいな話、それで、変な話ですけれども、よく耳にするんですが、コネで入社したと。これはここだけの話じゃないですね。よそでもコネで入ったとか何とかというのがございます。パート職員のそのときの状況とか、そんなことは大体どうであったのか。捜査段階であれですけれども、町としてどういう対応をしないといけないかということを、今後のこともありますけれども、今直ちにこういうことは調べておかないといけないということをやっておられると思うんですけれども、今申し上げたようなことはどうだったんでしょうか。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）この件に関しましての状況でございますが、報道に出ておりますけれども、この件に関しましては、7名が受験をしたということにとどめさせていただきます。

○議長（原田）桑原克之議員。

○7番（桑原）何かよくわからないけれども、言えないということ。要するに、数年前の話ですよ。だから、そのときの採用試験の実施状況や受験環境というんですか、競争率がどうだの、パートがどうだったとか、コネの入社があったとか、そのような状況も調べておられないんですか。ただ大変だというだけじゃあれでしょう。捜査が入ったときにちゃんと対応できるようになさっているんじゃないんですか。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）ただいま申し上げましたように、この試験につきましては7名が受験をしております。それで、事前の選考委員会の中で選考されて合否が決まったものでございます。それから、その他の臨時の職等につきましては詳細には調べておりませんが、当該年度の予算に応じてそれはその都度採用しておりますので、その一つ一つの採用のものについては、臨時採用につきましては調査をしております。

○議長（原田）桑原克之議員。

○7番（桑原）いろいろ事情があるんでしょうけれども、それはちゃんとやっておいてほしいと思います。それと、いろいろ被害を受けた職員というんですか、当該職員が本年11月中旬、山本容疑者が作成したと見られる文書のコピーを役場に持参して上司に相談

していたというくだりがありますね。これと、これもまた言えないかどうかわかりませんが、そういうことが事件発覚と関係があるのかどうか。そうじゃないとしたら、それは言えないとしたら、役場内のことに対して上司に来て相談なさっていたわけですよ。そのときの役場内の反応というんですか、その上司はどうであったのか。その辺はどうなんですか。役場内のことだから、それも言えないんですか。それは大体、ちょっと難しいと思うんですけども、その辺はどういう雰囲気だったんですか。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）先ほどちょっと申し上げましたけれども、相談を受けましたときに数名の職員で面談をしまして、その不安なことを申し出があったことを、そういう不利益はないということで落ちつかせた、その後、副町長と面談をしたということでございます。

○議長（原田）桑原克之議員。

○7番（桑原）何か歯切れが悪くなって。ほかの質問があったんですけれども、今回の事件で選考委員会が不正の温床だとか病巣化しているとか、何かそんなようにみなされても仕方がないような状況に今なっていると思うんです。それで、本委員会の運用を誤ったのか、制度方式そのものを改正するか、いずれにしても見直さないといけない点があると思うんです。それがこの委員会ばかりじゃないと思うんです。ほかの点でもそうだというようなことがあれば、原因になるようなことがあれば、ちゃんと見直しをしないといけないと思うんです。そもそもこれは1971年に、36年前ですよ、つくられたのは。新聞にもそういうふう書いてあったよね。それで、1971年といったら、山本容疑者が採用された、偶然の一致でそうなのですよ。それはともかくとして、このようなときに、見直すこともあろうかと思うんですけれども、この場合、適正な採用制度によって、不正採用の排除は論外でもちろんのことなんですけれども、こっちの方が大切だと思うのは、本来的に優秀な職員を応募・採用することに重点を置くべきじゃないかと思うんです。本来の目的はそうなんです。それが今回の事件で変なように曲がっちゃって、病巣の巣みたいになっているみたいに言われるというんじゃないで、本来は優秀な職員を採用するためのものなんです。そういうことを考えますと、今申し上げたように、運用を誤ったのか、この制度とか委員会そのものを全部やり変えるのかというようなことがいろいろ問題があろうかと思えますけれども、そういうことを含めて今後検討していかないといけないと思うんです。そうしないと、本来の目的が置き去りに

されたら大変だということを私は言いたいんです。町長は今、職員の採用に当たって今後はそういうふうに行っていくと言いますが、人員計画とか最適人員配置、そのようなことの人事管理なり職務管理等について基本的にはどういうふうを考えておられるのか、もう少し具体的に。今後それに気をつけて行っていくというんじゃないくて、具体的にそういう人員計画なり最適人員配置というようなことについても、この方が本来の目的なんですから、そういうことについてどう考えておられますか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）今回のいろんな問題のために、改めてそういう採用問題とか各種委員会とかいろんな問題を含めて検討しながらいろいろ改革をしていきたい、こういうふうを考えております。

○議長（原田）桑原克之議員。

○7番（桑原）だから、そういう紋切り調の回答ではなくて、例えば人員計画であれば、パートの問題とか本職員の問題とかいろいろあると思うんです。そのようなことについてもう少し具体的に考えを述べないと、紋切り調の……。事件が起きると皆、反省とか何とかと言うんですけれども、言葉だけでは通り一遍のことしかおっしゃらないので、本当にこういう事件が起きて、そっちの方ばかり見て本来の目的を忘れるというようなことがないためにも、もう少し本来目的の方のことについても、この場をかりて今後はこのようなことを考えているんだということを述べられた方がいいんじゃないのかと言うんです。そういう紋切り調だけじゃだめだと思うんです。こういう事件があったから今回このようなことを考えていますということをおっしゃっていただきたいと思うんです。その辺はどうですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）先ほど来いろいろ答弁をしておりますが、確かに桑原議員がおっしゃるように、事件が起きたからではなしに、改めてそういう人事管理の問題とか委員会の問題も含めて、いろんな研修を含め、いろいろ指導を受けながらやっていきたい、こういうふうを考えております。

○議長（原田）桑原議員に申し上げます。緊急質問から徐々に一般質問に変わりつつあるので、お気をつけください。桑原克之議員。

○7番（桑原）水を差されたからあれなんですけれども、今おっしゃったように、今後もそういう今申し上げたようなことについても十分検討の範疇に入れて検討しておいてい

ただきたいということを思って、質問を終わります。

○議長（原田）岡田議員。

○４番（岡田）先ほどの町長発言の副町長の件について緊急質問をしたいので、同意を求めます。

○議長（原田）ただいま岡田議員から、先ほどの町長発言の副町長の件につきまして緊急質問をしたいと同意を求められました。したがって、岡田議員の副町長の件の緊急質問の件を議題として採決いたします。この採決は起立によって行います。岡田議員の副町長の件の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第８として発言を許すことに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（原田）起立多数と認めます。よって、岡田議員の副町長の件の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第８として発言を許すことは可決されました。岡田議員の発言を許します。岡田議員。

○４番（岡田）４番、岡田です。私はこの事件を大変残念に思うんです。それは、まず1971年ですか、海田町に入庁以来30数年間、海田町の行政のためにずっとこの町行政をしてこられた、いわば行政側のトップですよ。その方が今回こういう恐喝未遂というふうなことを起こされたと。このことは、幾ら今から再発防止をするんだと言っても、なかなか町民に対する失った信頼は回復できないと思うんです。それは、一番行政の側の副町長という立場にある方がこういうようなことを起こされたということは、やはり職員の方を指導とか監督される方、そういうふうな方がこういうことを起こされた、このことに対して町民の方も町政に対する不信感というんですか、そういうのが物すごくあるわけです。だから、今日もこういうふうにしてたくさんの方が傍聴に来られておるわけなんですよ。やはりそれを、じゃ、再発をどういうふうに防ぐのかといっても、町長が今まで言われますようなことでは、ここにおられる幹部職員の方も信頼回復というのは、ただ口でそう言われますけれども、これはなかなか難しいと思うんです。ただ町民の目線に立ってやるとかというふうなことを言われましても、なかなかそれは町民の方に受け入れられないんじゃないかと思うんです。ここでもう１度お伺いしますけれども、本当に信頼回復ということはどういうふうな格好でされるのかということを再度お伺いいたします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確かに今まで築いてきたことが一遍に崩れてきたというような形になるわけですね、こういう事件があったとしますと。しかしながら、行政として町民に最大のサービスをする、そして皆さん方に、真相解明は警察の方でほとんどやられますので、我々行政の立場でいかにしたら町民に理解いただけるような今後の取り組みをしなきゃいけないかということをあわせて、職員と一緒に頑張っていききたい、こういうふう考えております。

○議長（原田）岡田議員。

○４番（岡田）それでは、お伺いしますけれども、副町長という職務なんですけれども、例えば副町長が役場から外へ出られる場合、もちろん勤務中ですよ、そういうふうな場合の例えばどこかに個人的に立ち寄るとかというふうなことというのは把握はされておるんですか。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）町長がおいでのときは連絡をして、それから、不在のときは総務課の方に連絡をして席をあけられるというふうになっております。電光の掲示板がございましてけれども、不在のときには今は消して出るというふうにはしてございます。特に、特別職でございまして、休暇簿というのを常時つけてという状況ではございません。

○議長（原田）岡田議員。

○４番（岡田）今回の事件というんですか、私たちがよく耳にしたところによりますと、勤務中に直接関係のあるところ、仕事先というんですか、そういうところ以外のところで何回か見かけられたというふうなこともあるんですけれども、そういうふうななかなか細かいところまでは把握はもちろんされていないと思うんですけれども、そういうふうなところというのは全くわからないということですよ。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）その所在を追跡しておるわけではございませんので、どこへ行かれておるかというのは、そこまでのものはございませんから、わかりかねます。

○議長（原田）岡田議員。

○４番（岡田）最後にいたしますけれども、今までずっと７人の方ですか、議員の方が質問されておりますけれども、やはり一番大切なのは、本当に今、信頼が落ちておるんですよ。これから、それじゃ、この信頼をどういうふうにして回復していくのだろうか、そのことが私たち議員もそういうことを真剣に考えるし、町行政の側としても本当に真

剣に考えてもらわないと、海田町も近隣の呉であるとかああいうふうなところと全く同じような格好になってしまうというふうな気がするんですよね。これからの捜査でいろいろなことがわかってくるかもしれませんが、今よりもっと立場が悪くなる、そういうふうになる危険性もあると思うんですけれども、こういうときだからこそ本当に町長のリーダーシップを発揮して。今から海田町は庁舎の問題ですとかいろいろな問題が山積しておるんですよね。やはりこういうふうな信頼をしっかりと回復して、真相もしっかりと究明していただいてこれからの町の行政、そういうものをしっかりとやってもらいたいと思います。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）町長発言の副町長の件について緊急質問をしたいので、同意を求めます。
よろしくをお願いします。

○議長（原田）ただいま三宅議員から、先ほどの町長発言の副町長の件につきまして緊急質問をいたしたいと同意を求められました。したがって、三宅議員の副町長の件の緊急質問の件を議題として採決いたします。この採決は起立によって行います。三宅議員の副町長の件の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第9として発言を許すことに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（原田）起立多数と認めます。よって、三宅議員の副町長の件の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第9として発言を許すことは可決されました。三宅議員の発言を許します。三宅議員。

○3番（三宅）3番、三宅です。たくさんの議員から意見が出ておるわけなんですけれども、とにかく残念でならないということで、町民に対する一度失った信頼は5年から10年ぐらい、恐らく10年前の消防事件からちょうど10年たっておるわけなんですけれども、やっと信頼回復のために日夜努力して、ここでまたぶち壊しというか、人が信用できなくなるというか、職員同士でも信用できないということで、本当に残念でなりません。もう1度言いますが、一度失った信頼をまた回復するには5年から10年恐らくかかると思うので、非常に残念でなりません。それと、お尋ねにもありましたけれども、それから、新聞にるる報道されておりますけれども、昨日の夕刊でも今朝の朝刊でも次々に新しい事実が出てきて、事は悪質だということで、非常に残念でなりません。それで、質問の方をしてまいります。事が、おととしの17年3月に山本副町長の方で模範解答を

郵送して、ここから汚職が始まっておるわけですね。模範解答を郵送しておるわけですから、ここから汚職が始まっている。それで、今が19年12月ですから、2年10カ月も同じ庁舎で、気配とかうわさとかはわかると思うんですが、この前の11月8日に職員の人に来て相談に来るまで、役場の皆さんあるいは総務の方は全然キャッチというか、知らぬ存ぜぬだったのかどうか、まずそこからお聞きします。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）そういう兆候が見抜けなかったかというご質問だと思いますけれども、そういうことが起こるとは想像はしておりませんので、それと結びつけて考えるようなことはとてもございませんでした。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）特に総務の管轄で選考委員会ということなので、権限が恐らく副町長にあったんだろうと。選考委員の委員長ですから、そして5人で構成しているということで、17年の2月、3月、あるいは今言いましたように2年10カ月の間、そういう後にしても気配は一切総務の方で感じられませんでしたか、どうですか。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（植野）選考委員会の委員長というものは会議の議長となり議事の進行を進めるということでございまして、議事の決定に当たって可否同数のときは委員長が決定するという、あとにつきましては合議制ということを行っておりますので、委員長の独断による決定はあり得ないということでございます。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）それで、つい先月、19年11月8日に職員の方が相談にやってくるということで、副町長に会わせて報告してということで、事が重大だということは、子どもではないので、わかると思うんです。なぜこの11月8日の時点で町長にすぐ報告しなかったんですか。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）その件につきましては、11月5日の週はちょうど選挙の告示期間中になりまして、町長が不在となりました。それで、副町長に報告をした時点で次の町長への報告というのは副町長にお任せしたものですから、行っていなかったということでございます。その次の報告をすればよかったということは十分に反省しております。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）無投票で11月6日の夕方の5時にはもう選挙が終わって、8日は町長は立派に登庁されておったはずなんですよ。と思うんですけども、その時点ですぐ報告ができなかったのか。まだ登庁されておりましたか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）私は6日に当選させていただきまして、その週は休暇をとって休ませていただきました。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）それで、新聞によりますと、女性の職員の方で2回目も総務の方へ話をしていますね。その2回目の時点でなぜすぐまた町長に報告しなかったんですか。2回とも女性職員が来ているといって報道されていますけれども、どうしてすぐ報告しないんですか。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）その2回目の相談につきましても副町長には報告しております。ただし、その報告が町長に上がっておったかどうかということは確認をしておりません。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）じゃ、2回目の報告は総務部長の方で直接自分の口から町長に報告したんですか。どういうことなんですか。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（植野）2回目の相談のときにつきましては、相談の後に副町長の方に報告を上げております。だから、私どもとしましては当然副町長から町長の方に報告が上がっているものと判断しておりました。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）私だったら、事の重大性から見て、直接町長に言うべきことじゃないですか、内容を見たら。そう思いませんか。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）そうであったと反省しております。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）それで、時が経過して12月3日に町長が初めて東京出張があったわけですけども、そこで知った。これは組織としてお粗末じゃないですか、やっぱり。そういう事の重大性から見て真っ先に言うことで。はしごを外すような感じで真っ先に町長に

報告しなきゃ。その辺の連携は、もう1度聞きます。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）今後そういう危機管理を十分尽くしていきたいと思います。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）それで、先ほどからあるように、選考委員会自体を、結局、助役あるいは総務部長あたりじゃなくて、採用に当たっては町長みずから面接するとか、後の報告で「うん、うん」というようなことではいけないんじゃないかと思うんです。みずから細かく応募から目を通して、それで諮問をしてあれでというても、面接ぐらいは、長くつき合う職員ですから、みずから面接してもっともっと採用に当たって任せ切りじゃなくて目通しをしていくべきじゃないかと思いますけれども、町長はいかがですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）それらの点につきましても今後見直しするべきかどうか検討しながらやっていきたい、こういうふうに考えております。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）それで、私は総務とか5人ぐらいの選考委員会で、これが温室というか、なれ合いみたいな感じで、自浄の能力がないんだろうと思うんです。先ほども出ておりましたように、採用関係の外部の監視委員会、このようなものをやっぱり設置して厳格にしなければ、採用された方だってどうするんですか、これからおりづらいものを。若い、勤労意欲に燃えて入った者が迷惑千万だと思うんです、傷つくということで。今言いましたように、外部監視委員会のようなものの設置をぜひ設けていただきたいと。その辺をもう1度お聞きします。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）くだんの選考委員会につきましても現在の機能でございますけれども、公平性に欠けておるといえるものではございません。ただし、そのシステム自体、昭和46年当時に制定したものでございます。若干今の時勢と食い違っておるものもあるかもわかりませんし、もっとほかの視点から調査・研究をして、よりよい姿に変える必要はあろうかと思います。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）外部というか、ころっとやっぱり採用の委員会自体を見直し、改革をしていかなきゃいけないと思います。それで、最後に、山本副町長という人間を30何年、同

僚の方、部課長は長くつき合っているわけですがけれども、話が入ってきたり、新聞によりますと、お金が必要だったとか、それから、いろいろ先物とかをあれして、職員の中からも借金するというような話が聞こえてきているんですよね。金銭とか生活面とか癖とか、今さっき出ていましたマージャン……。

○議長（原田）三宅議員、私生活の中に触れる発言は控えてください。今のお金の問題とかはやめて、言葉をかえてください。

○3番（三宅）じゃ、簡潔に。お金に関してどういような、ダーティーかクリーンか、そういうふだんの役場の中の生活をしていてどういう感じであったか、そこをもう1度。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）先ほども何遍も申しましたように、個人的なプライバシーの問題には私の方からその中へ入ることはできないので、よくわかっておりません。

○議長（原田）この際、暫時休憩をいたします。再開は13時といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11 時 27 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

日程第3、諸般の報告を行います。

まず、議会報告でございますが、議会の動きとしてお手元に配付いたしております9月定例会以降の主なものについてご報告いたします。

まず、10月1日に広島県市町職員退職手当組合議会定例会及び広島県市町公務災害補償組合議会定例会が開催されましたので、組合議員であります私から、議会の概略についてご報告いたします。

平成19年第2回広島県市町退職手当組合議会定例会におきましては、監査委員の選任同意1件、条例改正2件、決算認定1件が提出されました。まず、「監査委員の選任同意」については、組合議員のうちから選任する監査委員に私が選任されました。次に、条例改正として、「広島県市町退職手当組合退職手当支給条例の一部を改正する条例」及び「役員の費用弁償及び職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例」が提出され、いずれも全会一致で可決されました。続いて、決算認定として、「平成18年度広島県市町職員退職手当組合一般会計歳入歳出決算認定」が提出され、全会一致で認定されまし

た。

続きまして、平成19年第2回広島県市町公務災害補償組合議会定例会につきましては、監査委員の選任同意1件、条例改正2件、決算認定1件が提出されました。まず、「監査委員の選任同意」については、組合委員のうちから選任する監査委員に私が選任されました。次に、条例改正として、「広島県市町の消防団員等公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」及び「役員の費用弁償及び職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例」が提出され、いずれも全会一致で可決されました。続いて、決算認定として、「平成18年度広島県市町公務災害補償組合一般会計歳入歳出決算の認定」が提出され、全会一致で認定されました。

なお、関係資料は議会事務局に保管しておりますので、ご覧いただきたいと思います。以上で平成19年第2回広島県市町職員退職手当組合議会定例会及び広島県市町公務災害補償組合議会定例会についての報告を終わります。

次に、10月2日から3日まで議会広報広聴調査特別委員会が県外研修を実施され、また、10月11日から12日まで福祉厚生委員会が、10月18日から19日まで建設産業委員会が、10月31日から11月1日まで総務文教委員会が所管事務県外調査を実施され、それぞれ報告書が提出されておりますので、ご参照ください。また、9月定例会以降の常任委員会調査等実施状況を議会の動きに添付しておりますので、あわせてご参照ください。なお、委員会関係資料は議会事務局に保管しておりますので、必要な方はご覧いただきたいと思います。次に、11月15日に国道2号東広島・安芸バイパス・広島南道路建設促進東京要望に私が出席いたしました。

最後に、11月30日に平成19年第3回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されましたので、本議会選出の議員であります私から、議会の概略についてご報告をいたします。

広島県後期高齢者医療広域連合議会報告をいたします。第3回定例会におきましては、人事案件1件、専決処分の承認案件1件、決算案件1件及びその他案件1件が提案されました。まず、人事案件として、議案第28号「副広域連合長の選任」については、東広島市長の藏田義雄氏が全会一致で選任されました。次に、専決処分の承認案件として、議案第29号「広島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例及び広島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正」につきましては、郵政民営化法等の施行に伴い、関係条例の規定を整理するもので、全会一致で承認されました。次に、決算案件として、

議案第30号「平成18年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定」につきましては、歳入総額1,720万651円、歳出総額1,509万5,914円、歳入歳出差引き額210万4,734円とし、全会一致により認定されました。次に、条例案件として、議案第31号「広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の制定」につきましては、保険料算定に係る所得割率7.14%、均等割額4万467円及び賦課年間限度額50万円等について全会一致で可決されました。次に、その他案件として、議案第32号「広島県後期高齢者医療広域連合の指定金融機関の指定」については、株式会社広島銀行とすることが全会一致で可決されました。最後に、一般質問について、2名の通告がありました。私が「後期高齢者医療広域連合に係る問題点及び改善事項について」、片山議員が「要望書のはがきについて」及び「保険料徴収凍結等の最新の情勢と今後の見通しについて」を行いました。

なお、関係資料は議会事務局に保管しておりますので、ご覧いただきたいと思います。以上で平成19年第3回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会についての報告を終わります。

以上で議会報告を終わります。

続いて、行政報告について町長より申し出がありますので、これを許します。町長。

○町長（山岡） それでは、9月定例議会後の行政執行の状況についてご報告いたします。

初めに、広島県からの権限移譲に伴う福祉事務所の設置についてでございますが、9月25日の安芸郡町長会において、3町での一部事務組合の設置は行わないで、各町それぞれの判断で方針を決定することとなりました。本町といたしましては、住民に身近な行政は基礎自治体で行うべきであるという考え方に立ち、平成21年度の単独設置に向けて準備を進めております。

続きまして、海田市駅利用者自治会の清算についてでございますが、清算人及びその代理人である弁護士から、清算が完了したことに伴い、残余財産1,103万4,326円を海田町に寄附したいとの申し出がありましたので、これを受領いたしました。海田市駅のバリアフリー化の財源として有効に活用したいと考えております。

次に、職員の企業への派遣研修でございますが、11月22日から12月4日にかけて「ひろしま夢ぷらざ」に、採用2年目の職員3名を1週間ずつ派遣し、地域の特産品の販売などを通しての接遇研修を行いました。参加した職員には新たな刺激になったようでございます。今後も継続して実施してまいりたいと思います。

続きまして、地域住民の防災意識の高揚や、災害時における実践能力向上と、消防機関との連携強化などを目的とした防災訓練を11月18日に海田南小学校で実施いたしました。この訓練には、海田南小学校区の住民の方々をはじめ、海田町消防団員、広島市安芸消防署職員及び町職員合わせて約300人が参加し、避難誘導、初期消火、自動体外式除細動器の使用訓練などを行いました。住民の皆さんに主体的に参加していただいたことは、地域の防災力を高める上で大変有意義であったと思います。今後も引続き実施してまいります。また、11月27日には、広島県主催の平成19年度自主防災組織リーダー育成研修会がひまわりプラザで開催され、町内の自治会・自主防災会の方々など70人が参加され、防災意識の高揚を図られました。

次に、空き缶等散乱ごみ追放キャンペーンでございますが、9月23日に公衆衛生推進協議会及び自治会連合会と共催で、瀬野川などの河川を中心に町内一斉の清掃奉仕作業を実施いたしました。当日は、町内全域で約4,700人の皆さんに参加いただき、空き缶等のごみが一掃され、大変きれいになりました。また、同日「次世代に緑と清流を継ぐために」をテーマに環境関係4団体と共催で「エーコと瀬野川環境フェア」を開催し、環境問題に対する啓発を行いました。

続きまして、尾崎川に流入しております6普通河川の水質検査を8月14日に行いました。いずれの河川においても水質汚濁防止法に基づき広島県が定めています排水基準値以下でしたが、今後も引続き経過を見てまいります。

次に、町内で交通死亡事故が60日間に2件発生しましたので、11月28日に交通死亡事故多発警報を発令いたしました。これから年末にかけて交通事故の多発が懸念されますので、交通事故防止の啓発に努めてまいります。

続きまして、9月の「敬老の日」に合わせて、75歳以上2,151人の皆さんに、心ばかりの敬老祝い品をお贈りいたしました。いつまでもお元気で生活していただきたいと願っております。

次に、9月23日には「福祉センターまつり」が開催され、講座生による演芸発表会や作品展などにより、多くの町民の方々に楽しんでいただきました。これからも福祉活動の拠点として活用していきたいと思います。

続いて、10月22日には、日の出公園に高齢者の介護予防と自立生活の支援を目的とした介護予防遊具5基を設置し、オープニングセレモニーとして、老人クラブなど多くの方に遊具の使用方法について体験をしていただきました。今後も健康増進に役立ててい

ただきたいと思います。

続きまして、解散後の海田町土地開発公社の清算手続きについてでございますが、10月5日に2カ月の解散公告の期間が終わりましたので、最終清算を行い、11月14日には清算の監査を受け、1億5,249万9,164円の残余財産が確定しました。これからは残余財産を海田町に帰属させるとともに、清算の登記を行います。年度内には広島県に清算の報告を行いまして、すべての手続きが完了いたします。

次に、下水道事業における水洗化の取り組みについてでございますが、未接続世帯や企業に対し、接続促進の文書送付や戸別訪問などを行い、随時接続していただいている状況でございます。今後も下水道の普及促進を図り、事業の投資効果が期待できるように鋭意努力してまいります。

続きまして、本年4月に文部科学省が実施した全国学力学習状況調査の結果が10月18日に公表されました。本町では、小学校6年生239名と中学校3年生261名が参加いたしました。調査結果でございますが、国語、算数についての平均正答率は、全国平均と比較して、小学校の国語0.25ポイント、算数0.05ポイント、中学校では国語0.9ポイント、数学では3.7ポイント上回っております。傾向としましては、文部科学省が公表したものと同様、知識に比べ活用力に課題がありました。また、小学校で99項目、中学校で101項目の学習状況調査におきましては、全国平均と大きな差はなく、むしろ良好かと思っております。いずれにしましても、調査結果を分析し、各児童・生徒の教育指導や学習状況の改善に役立ててまいります。

以上、簡単でございますが、行政執行状況の主なものについてご報告いたしました。

今議会には、諮問1件、条例制定1件、条例改正4件、条例廃止1件、補正予算6件を提出しております。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（原田）これにて諸般の報告のすべてを終了いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第4、諮問第1号、人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）諮問第1号、人権擁護委員の推薦について。人権擁護委員の任期が平成20年3月31日をもって満了することに伴い、委員の推薦の同意をお願いするものでございます。同意をお願いする者の氏名は、引続き松永一志さんでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（植野） それでは、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてご説明いたします。議案書の1ページをお開きください。現在人権擁護委員であります松永一志さんの任期が平成20年3月31日をもって満了となることに伴いまして、引続き松永さんを人権擁護委員の候補者として推薦するものでございます。人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、海田町の住人で、人格・識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者の中から議会の意見を聞いて町長が候補者の推薦を行い、法務大臣が委嘱するものでございます。委員の職務の内容でございますが、人権擁護委員法第11条の規定に基づき、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及・高揚を図ることでございます。委員の任期は3年でございます。

それでは、松永一志さんの経歴についてご説明いたします。生年月日は昭和〇年〇月〇日生まれで、現在〇歳でございます。住所は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇にお住まいでございます。職歴でございますが、昭和39年4月から安芸町立、現在の広島市立温品小学校教諭に採用され、その後、昭和52年4月から広島市立船越小学校教諭、昭和62年4月から広島市立中野小学校教諭、平成2年4月から同小学校教頭、平成7年4月から広島市立矢野西小学校校長、平成10年4月から広島市立矢野南小学校校長として勤務され、平成14年3月に定年退職されております。その後、平成14年4月から広島地域障害者雇用支援センターに採用され、平成16年4月から同センター所長として活躍され、平成18年3月に退職しておられます。人権擁護委員には平成17年4月に就任され、今回は2回目の推薦でございます。これまでの長年の教育者及び人権擁護委員としての実績を踏まえ、適任であると判断し、人権擁護委員として推薦を行うものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（原田） 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田） 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田） 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより諮問第1号について採決を行います。お諮りいたします。

諮問第1号については、松永一志さんを適任とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 異議なしと認めます。よって、諮問第1号については松永一志さんを適任とすることに決定いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(原田) 日程第5、認定第1号、平成18年度決算の認定についてから日程第7、認定第3号、平成18年度海田地区消防組合一般会計決算の認定についてまでを一括議題といたします。この3件については、先の9月議会において決算審査特別委員会に付託しておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。決算審査特別委員会委員長、前田議員。

○決算審査特別委員会委員長(前田) それでは、平成18年度決算審査特別委員会の審査報告をいたします。本委員会は、平成19年9月6日付で付託されました案件を審査の結果、次のとおり決定しましたので、海田町議会会議規則第72条の規定により報告いたします。

付託案件は、認定第1号、平成18年度決算の認定について、平成18年度海田町一般会計歳入歳出決算、平成18年度海田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、平成18年度海田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成18年度海田町老人保健特別会計歳入歳出決算、平成18年度海田町介護保険特別会計歳入歳出決算、2つ目は認定第2号、平成18年度海田町水道事業会計決算の認定について、3つ目は認定第3号、平成18年度海田地区消防組合一般会計決算の認定についてであります。

審査の経過については、平成19年9月6日、本会議において議員7名で設置された本委員会は、9月19日に委員会を開催し、審査案件について、町長以下執行部関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしました。

日程については、お手元の報告書に記載しておりますので、省略させていただきますが、認定第1号、平成18年度決算の認定については、全会一致により認定すべきものと決定いたしました。認定第2号、平成18年度海田町水道事業会計決算の認定についても全会一致により認定すべきものと決しております。また、認定第3号、平成18年度海田地区消防組合一般会計決算の認定についても全会一致により認定すべきものと決定しております。

以上で決算審査特別委員会の審査報告を終わります。

○議長(原田) 以上で報告を終わります。委員長の報告に対して質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。これより各議案について順次採決を行います。

まず、認定第1号、平成18年度決算の認定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり認定すべきであるというものです。討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより認定第1号について採決を行います。お諮りいたします。

認定第1号については、委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、認定第1号については認定することと決めます。

続いて、認定第2号、平成18年度海田町水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり認定すべきであるというものです。討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより認定第2号について採決いたします。お諮りいたします。

認定第2号については、委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、認定第2号については認定することと決めます。

認定第3号、平成18年度海田地区消防組合一般会計決算の認定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり認定すべきであるというものです。討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより認定第3号について採決いたします。お諮りいたします。

認定第3号については、委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、認定第3号については認定することと決めます。

この際、暫時休憩をいたします。再開は13時40分といたします。

~~~~~○~~~~~

午後1時26分 休憩

午後1時40分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

日程第8、一般質問を行います。質問の通告がありますので、受付順に順次発言を許します。12番、崎本議員。

○12番（崎本）12番、崎本でございます。大きな2点ほどお願いいたします。いろいろありましたが、前に出したもので、ダブるかもしれませんが、よろしくお願いします。

町長の施政方針について。町長は、こんなまちに住んでよかった、そんなまち海田町にするのが私の使命だと言っておられますが、次のことについてどのように思っておられるか、問うものでございます。

1番、今までのやり方をどのように思っておられるか。

2番、今後どのようにやっていかれるか。

3番、町長はみずから、庁舎は海田市駅南口区画整理事業予定地にしたいと言っておられましたが、今後はどのように考えておられますか。

大きな2番、有害鳥獣駆除について。有害鳥獣駆除は今どのようにやっておられるか、問うものでございます。

以上、よろしくお願いします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）崎本議員の質問に答弁いたします。

まず、私の施政方針についての質問でございますが、1点目については、これまでの4年間、単独町政の選択を受け、行財政改革を推進してまいりました。特にソフト事業、子育てのしやすいまちづくりに努めてきたところでございます。財政の厳しい折、それなりの成果があったと思っております。

次に、2点目の今後につきましてでございますが、町民の皆様や議員の方々のご意見を伺いながら、これまでどおりの町政運営を行っていきたいと考えております。

次に、3点目の新庁舎の位置につきましては、公共交通機関の拠点であり、土地区画整理事業と一体的に進めることにより、まちづくりへの相乗効果が期待できる駅前が最適であると考えております。しかし、新庁舎の位置については現在、庁舎建設特別委員会において、交通アクセスや位置、まちづくりへの効果等、様々な角度から検討されておりますので、最終的には、特別委員会が出された結論を尊重した上で判断してまいりたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、有害鳥獣の駆除についての質問でございますが、平成12年4月から権限移譲が行われ、本町におきましては有害鳥獣駆除班を編成して駆除を行っているところでございます。この有害鳥獣駆除班には、年度当初に駆除頭数を許可して駆除を実施していただいております。班には現在11名の方がおられ、銃器、わなを使用しての駆除を実施いただいております。また、駆除活動につきましては、基本的には駆除班の自主的な判断において実施しておりますが、住民からの駆除要請があった場合につきましては、班員の方に現地での駆除が可能かどうかを判断していただき、可能であれば、正式に駆除要請を行っております。ちなみに、昨年度はイノシシ72頭の駆除を行っております。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）それでは、第2番からやらせていただきます。有害鳥獣駆除について、その駆除の考え方を、私は中身を言うておるわけであります。有害鳥獣駆除というのは、住民にどの程度被害を与えて、いつどこでやるかが、一番その目的が重要だと思います。私はなぜここで出したかという、有害鳥獣駆除、町民から何も被害が出ていないと。被害は出ていますよ。なぜ、いつの時期にやった方が一番それが重要課題かという、それをよく検討してやられたか、今までやっておられるか、その点に町長もう1回答弁をお願いします。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）ただいまご指摘のありました有害鳥獣についての考え方についてまずご答弁申し上げます。ご承知のように、先ほど町長もご答弁申し上げましたように、平成12年4月から権限移譲によりまして町の方へ許可権限が参っております。66種類のうちの39種類の鳥や獣の権限が参っております。そういう中で現在町がやっておりますのは、駆除班を中心として捕獲による駆除、それと、イノシシが山の中から山里の方へ出てこないように、追い払いというものをやっております。それで、基本的には、今、議員さんがおっしゃられたように、住民の駆除要請等々によりまして駆除班の協力のも

とに駆除をやっておるところでございます。それで、県の方と我が町、熊野町を含めた町の許可の出し方の差異について説明をさせていただきます。県……。

（「そういうことを聞いておるんじゃないんですよ」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）答弁が違うとおっしゃるんですか。じゃ、もう１度質問をしてください。
崎本議員。

○１２番（崎本）現在許可はどうかじゃなしに、中身を聞いておるんですよ。権限移譲で市町に与えられたということは十分知っていますよ。そうじゃなしに、現在やっていることが正しいか正しくないか、本来の目的から外れていないか、そこを聞いておるんです。なぜかというたら、被害があって、町にいろいろ被害があるでしょうが。いつごろ一番被害があって、いつやったらそれが効果的なものか、それを十分審議して許可を出されておるか、それを聞いておるんですよ。権限移譲が県から市町に渡った、近隣市町はどのようにやっておるか、そういうことを聞いておるんじゃないですよ。海田町の駆除は今どのようにやって、どのような考えで行われておるか。年に１回か何回かやられたことは、その効果が十分にあったか、それを聞いておるんですよ。回りくどいことを聞いておるんじゃないでしょうが。私が質問したその内容に答えてくださいよ。私もそれを言うて、あなた方の権限移譲じゃどうのこうの、そういうことは頭の中へちゃんと入っていますよ。ただ、町民のためにそれがなっているか、なっておらんか、私はそれが疑問じゃから聞いておるんですよ。やり方がよかったか、悪かったか、それを聞いておるんですよ。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）崎本議員ご指摘の有害駆除についての問題につきましては、禁猟区というか、猟期が11月15日から２月15日、その前後15日間は慣例として禁猟、とらないよというような状況の中で、このたび本町において駆除班の方がいわゆる追い払いをしたという件だろうと思います。その件につきましては、いわゆる駆除班との連絡が非常に悪く、ご迷惑をおかけしたと思っております。今後は駆除班との連絡を密にしながら、そういうものがないようにしていきたいと思っております。

○議長（原田）崎本議員。

○１２番（崎本）だから、それを聞いておるんでしょうが、最初から。間違いやったら間違いをちゃんと認めなさいよ。だから、私が言うのは、砂走、成本、現場へ行ったら物すごい被害ですよ。どれだけの被害に遭うておられるか。その駆除をいつどのようにや

ったら一番効果的か、そういう検討を十分やってからやりなさいと。私はそれを言うておるだけであって、権限移譲じゃけんどうのこうのと聞いておるんじゃないですよ。農作物に被害がある、何月に被害が多かったら、その前にやってあげたら皆さんどれだけ喜ばれるか。農作物も皆とった後でやっても何の意味があるんですか。そこらを十分考えて、自分らが町民の税金を使ってやることじゃから、きちっとそこらを考えてやってくださいということを言うておるんでしょうが。課長、どうですか、今からのやり方について。お年寄りが莫大な労費を突っ込んでやられておるのを、あなたも現場へ行って見られたらわかるでしょうが。なぜそれを重要課題で重視されんのですか。皆さんのためにそれを考えて特にやってくださいよ。課長、どうですか。最初の答弁なんか、だから、私が聞いたことだけを答えて、素直に。言い訳はいいですよ。今後十分検討して、十分住民のために勉強してやられるか、やられんか、どうですか。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）確かに、今、部長が申されましたように、今回の事例というものは県とうちの許可の出し方が違うておったところからの問題であろうかと思っております。それで、町民の方からの駆除要請がありましたら、これまですべて駆除班の方に相談を申し上げて対応はしております。ただ、わなと銃がございますので、それらのどれで駆除をしていくとか、民家に近いところは駆除のわなのかけ方等がかなり難しくなってくる等を踏まえて対応してきたつもりではございます。ただ、県がやっておりますように、猟期の前後15日間に今回駆除班によって追い払いをやったということにつきましては、いろいろ県、それと近隣の熊野町とよく協議を重ねまして、差異があるなということがございますので、今後は上位の県の方法、15日間というのは、その期間、猟区と駆除班、猟期が来ないうちに猟をしておるんじゃないかというような疑惑をなくするためにも、その間を調整区間として、駆除をしないという方向で今後駆除班と話し合いの中で方向を定めてまいりたいと思っております。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）あなたもわかっていないね。私はそういうことを聞いておるんじゃないでしょうが。猟期、15日間、今回そういうことは、私が言うのと間違えたじゃなしに、町民が被害が一番拡大したときにそれを、あなた方はその係でしょうが。それがどういうふうにならなかっておるかをよく勉強して研究してやる気があるかないか、それを聞いておるでしょうが。あなたは私が聞いておることがまだわからんのですか。今後そうい

う勉強をして、研究して、町民のためにいつどのようにやった方がいいか、そうしてやる気があるかないかを聞いておるんでしょうが。まだわからんのですか。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）やる気があるかないかと申されますと、我々は町民のために働いておるわけでございますので、当然勉強もしますし、関連の団体と協議もしまして、よりよい方向を求めてまいりたいと思っております。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）素直にね。まだ反発しておるんじやがの。そうじゃなしに、皆さん、私はほんまに、岡田議員も知っておいでになるように、猟期になって石原や成本の方でイノシシをとってあげたら転がして喜んでおられるんですよ。その内容もわかっておるんでしょうが。だから、町民のために鉄砲をいついつ撃ったらええ、その時期というものはちゃんと把握してやりなさいということを言うておるんですよ。ちゃんと現場を確かめてやりなさいよ。これはこれで、ええことはないんじやが、これは何ぼあなたに言うても、ええ答弁は返ってこんどと思いますので。

町長も朝からいろいろなあれがありますが、今までのやり方は、一方ではワンマン。ワンマンと言うたら町長には悪いかもわかりませんが、そうじゃなしに、町長はこういう書類とかああいう中では全くいいことを言うておられますよ。私が今朝ほども言うたようにね。ここにも書いてありますが、皆さんの意見を十分尊重して皆さんと話し合うて行政をやっていくと。ええことを言うておられますよ。だから、町役場の問題でも、あなたの意見はあなたの意見でいいですよ、それは。だけど、私が言うのは、議会の意見も町民の意見も聞いた後で、それで、自分はこういうふうにして、自分はこういうやり方の方が正しいということは、今の駅前委員会でもできておるから、その意見を十分聞いてから言われても遅くないと、私はそう思います。それが、この前の全員協議会のときに、今は席を外しておられますが、副町長が、例の町長が言われるところが、パチンコや何じゃかんじゃになったら海田町の環境に悪いから、先行取得をしてあそこへやる方がええじゃないかというような発言もされましたが、そういうことは皆さんの意見を聞いて後から言われることであって、最初は、例えば議会はどういうふうにいるか、住民の方はどのように思っておられるか、それを把握するのが我々企画の方で最初の問題だと思います。138万円か何ぼ出して、図面を出して、こういうふうにいるというのを提出されるのが先か、議会はどのように思って、住民はどのような

あれか、それを調べるのが先か。私は、皆さんの意見を聞いて、それを十分研究して、議会の意見はどうか、それをやって行政をやられるのが町長じゃないかと思いますが、町長はここでもちゃんとええことを、皆さんとともに定めたルールに従ってと。だから、私はそういうルール、常識なことを優先的にやって、あとは、それじゃ、こうした方がいいんじゃないか、わしはこう思うんじゃが、議会の方はどうと、後でそれは協議会や何じゃかんじゃの中で言われるのは結構ですよ。町長の考えが先行、先行したら、私はそれはそこに矛盾があると思っておりませんが、その点についてはどうですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）先ほども答弁いたしましたように、町民の意見、議会の意見も十分に聞きながら、私も町内をいろいろ各企業とか商工会とかを歩いてみていろんな意見を聞いております。その中で、町の今の審議会の方で3つの案が出ました。そうしたら、町長はどうかという意見もいろいろ各地であるんです。何にも私の意見が出んようじゃ物ができませんので、私はリーダーの役目として、私はこういうふうに思いますが、今から町民の皆さんの意見とか議会の皆さんの意見を聞いて、また特別委員会の意見を尊重しながら決定をしていく、そういうふうに考えております。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）だから、私が言うのは、皆さんの意見がどうのこうのと言われますが、それを言う前に。それは町長は自分も町民の一員じゃ。じゃが、議員の皆さんは町民の代表として出ておるんですよ。意見を言うておるんですよ。町長は町長の立場で、海田町全体をこのようにまとめてこのようにする執行権は町長にありますよ。議員は皆さんの意見をやって、議決権があって、それに従って住民の代表として意見を言う。だから、それをまず優先的にやっていくのか。私はそこを聞いておって、何も言うておるわけじゃないんです。だから、町長は後で言われるのはいいんですが、海田町の駅が拠点としてふさわしくあるかないかはもう時代の違いで、今、海田町の拠点をどこにしてもおかしくないんですよ。なぜかというたら、東広バイパスができて、新開蟹原線、中店小学校線ができて、拠点も発展するのはもう変わってきておるんですよ。だから、拠点をどこにして、どこが一番町民や皆様方の利用が多いか、そこらを切磋琢磨して考えてやるのが私は町政じゃと思うておりますから。町長の意見を言われるのは悪いとは思わん。だから、時期を考えて、これが優先的に先に先に走ったらいけないということを私は言いたいから言うんですよ。だから、今からは皆さんの意見をまとめるような形で、自分

の意見を通すんじゃないしに、皆さん住民のよりよい生活ができるように皆さんの意見をまとめて行政とかそれをやってもらいたいと。私はそれがあるから言うんですが、町長、そこらを理解していただきたいと思います。答弁をお願いします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）先ほども答弁いたしましたように、まだ決定でも何でもございません。とにかく皆さんの意見を十分に聞くのが今からの役目です。そして、特別委員会からのいろんな諮問が出てきたことによって判断をさせてもらって、やってまいります。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）だから、私は町長にしつこうに言うあれはないんですが、今から行政に対して、庁舎問題じゃないしに今からいろいろ執行されるあれがありますよね。それも、私が思うのには、住民の意見とか今の海田町の立場を十分考えて執行していただきたいと常に思っていますが、そのような考えでやってもらえるもんじゃったらやめますが、もう1回答弁、そこをお願いします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確かに私も、海田町内ぐらい小さい面積で利便性のええまちはないと、県のどこへ行っても自負しておるんですが、どこの、総合公園の一番遠いところへ行っても車で10分しかない。海があり、山があり、川がありで、そんなまちはないんです。そういう面で、私はとにかく現場こそ初めて皆さんの意見が一番いいヒントが出てくるというつもりで、工事が始まったり、工事が終わったり、また完成した後にもいろんな形で出向いて、いろんな情報を収集しながら今後行政を進めていきたい、こういうように考えております。

○議長（原田）次へ参ります。5番、西田議員。

○5番（西田）5番、西田です。大きく4つの質問をいたします。

まず第1点目、町有林の環境保全についてお伺いいたします。地球を緑で覆う森林は、地球や生命にとってなくてはならないものです。地球の危機が心配される今日、森林を育て守っていくことは、地球環境の保護や、動植物と人間の共存を意味し、自然環境を次世代に伝える重要な仕事です。広島県は平成5年6月に社団法人広島県みどり推進機構を設立し、緑の募金による森林整備等の推進に関する法律により、緑の基金を財源に普及・啓発と「県民参加のみどりづくり」に努めています。この環境問題に関しては6月と9月定例議会で、その現状と対策を質問し、着実に進行しつつある温暖化に対する

早期の対策を提案したところです。今回は、海田町にある日の浦山や洞所山の里山に関する環境保全への取り組みについて、次の質問をいたします。

1点目、森の生態を観察し、森を保全し、森をつくるという観点から見た町有林の現状はどうか、お伺いします。

2点目、緑化の推進や活動団体の育成など、具体的な取り組みはどのようなになっているか、お伺いいたします。

次に、大きく2点目、財政の運営とまちづくりについてお伺いします。財政構造の弾力性を評価するために用いられる経常収支比率の過去3年間を見ると、80%を超え、財政構造に硬直化が見られます。さらに、硬直化に起因する公債費も増加の傾向にあります。この硬直化を解決するために、次に示す財政運営モデルを考えてみました。まず1つは増税型です。歳入を上げるため、増税や受益者負担の増加を図る。これはサービスと負担のバランスをとるという1つのモデルです。2つ目は成長重視型。これは今現在国が行われています、小さな行政の推進でございます。業務を民間に委託し、民間サービスへ移行するということです。3つ目は歳出削減型です。歳出削減に努める。例えば投資的経費や人件費、扶助費、公債費の義務的経費などの削減。サービス低下につながってくるようなことが考えられます。以上のことから、次の点を質問いたします。

1点目、財政運営の考え方と財政構造の硬直化対策の手法は何か、お伺いします。

次に、大型投資であるJR海田市駅周辺のまちづくりは税収増の魅力もあり、その計画と財政との関係はどのようなになっているか、次の点を質問いたします。

2点目、都市計画決定されている連続立体交差事業に伴う都市交通の円滑化と沿線市街地の一体的な整備の進捗状況並びにその財政計画はどのようなになっているか、お伺いします。

3点目、旧山陽道を含めたJR海田市駅北のまちづくりはどのようなになっているか、お伺いします。

次に、大きく3点目、行政コストについてお伺いします。総務省は行政運営の方向性の把握で、住民にとって行政活動の内容とコストを知ることができる行政コスト計算書の作成マニュアルを7年前に示しています。定例議会でも平成16年から毎年これにかかわる質問を行い、平成19年度の予算説明では初めて行政コスト並びに事業別コストを含めた予算書が示されました。しかし、それは統計的にも日が浅く、一部人件費など含まれていないものもありました。答弁の中に町長は「事業の必要性を具体的に示し、バラ

ンスを大事に、皆さんが理解できるような行政を進めたい」と言われていました。そこで、次の質問をいたします。

1 点目、行政コスト並びに事業別コストの計算書の評価はどのようになっているか。

2 点目、事業の必要性を示すために改善すべき点は何か、お伺いします。

最後に、大きく 4 点目、あんしん歩行エリアについてお伺いします。あんしん歩行エリアは、道路管理者と公安委員会が連携して、幅広路側帯の設置、カラー舗装など、安全対策の実施により歩行者や自転車利用者の安全な通行を確保されています。広島県ではバリアフリー化をはじめとする歩行空間等の整備で、平成18年度では歩道が4.6キロメートル、自転車歩行車道が1.5キロメートル、バリアフリー化13カ所を計画されました。設置により、歩行者と自動車交通を分離するとともに、既設歩道の段差解消、幅広化が図られました。海田町も平成18年度にあんしん歩行エリア事業で歩行者通行帯 1 カ所やカラー舗装などを 4 地区に実施されました。過去の事故分析によると、交通事故は雨天の方が事故発生率が高く、特に歩行者が傘を差し、電柱など障害物を避けて通行する箇所は、道路幅が狭いと非常に危険で、幅員を拡げる必要があります。以上のことから、次の質問をいたします。

1 点目、あんしん歩行エリアの今後の計画と整備率はどのようになっているか。

2 点目、危険箇所と整備の優先順位はどのように判断されているのか。

3 点目、電柱などで道路幅が減少している箇所の実態とその対策はどのようになっているか、お伺いします。

以上、よろしくお願いします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）西田議員の質問に答弁いたします。

まず、町有林の環境保全についての質問でございますが、1 点目の町有林の現状につきましては、これまで本格的な取り組みは行っておりませんでした。広島県が平成17年度から 3 カ年間、洞所山において環境防災林整備事業として51.75ヘクタールの整備を行い、今年度完了する予定でございます。整備内容につきましては、小規模な作業道を4.3キロメートル開設して倒木を整理し、続いて植栽をしております。この事業は保水能力の高い森林や土砂流出、崩壊を防止する森林を目指したものでございます。また、国有林であります日の浦山につきましては、森の生態を観察し、自然に親しむ里山として昭和59年から数年かけて数ルートの遊歩道を整備して植樹を行い、昭和63年に大阪営

林局よりレクリエーションの森の指定を受けております。

次に、２点目の緑化推進や活動団体の育成などにつきましては、今年度からは新規事業であるひろしまの森づくり事業を活用して、平成20年度には団体の組織、21年度には森林の機能についての理解や林業体験活動等の推進、22年度には活動拠点の整備を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、財政の運営とまちづくりについての質問でございますが、まず、財政運営の考え方につきましては、行政改革実施計画及び財政健全化計画に基づき、歳出削減・歳入確保を図り、限られた財源を最大限活用し、身の丈に合った簡素で効率的かつ持続可能な財政運営を行ってまいりたいと考えております。

次に、財政構造の硬直化対策についてでございますが、議員お示しの３つのモデルはいずれも有効な手法であると思っております。これらをバランスよく組み合わせ、弾力性のある財務体質への改善に努めてまいりたいと考えております。特に、硬直化の大きな要因となる義務的経費の縮減につきましては、繰上償還や新たな借入を抑制することによる将来的な公債費負担の軽減や、退職者補充調整等による人件費の抑制に今後も取り組んでいきたいと考えております。

次に、２点目の東部地区連続立体交差事業に伴う都市交通及び沿線市街地の整備についてでございますが、県が事業主体の連立関連事業につきましては、連立事業の進捗に合わせて、都市計画道路青崎中店線など、関連街路の整備が行われる計画となっております。これにより、広島都市圏東部における広域交通ネットワークの円滑化が図られるのみならず、沿線市街地の活性化に大きく寄与するものと期待されております。また、財政計画につきましては、平成24年度までの財政収支見通しでは、県から示されている事業費に基づいて財源を確保しております。

３点目のＪＲ海田市駅北口におけるまちづくりについてでございますが、これにつきましても、連立事業の進捗に合わせて青崎中店線が整備され、また、海田駅前線などの事業化を図ることにより、ＪＲ海田市駅北口の駅前広場が整備されるとともに、旧山陽道とのアクセスなどが大幅に改善され、まちづくりが促進されるものと考えております。

続きまして、行政コストについての質問でございますが、１点目の行政コスト及び事業別コストの計算書の評価につきましては、平成18年度決算に基づく行政コスト総額は62億1,828万円で、前年度と比較して３億1,231万円、4.8%の減少となっております。主な減少理由といたしましては、退職者補充調整等の取り組みによる人件費等の減によ

り、人にかかるコストが減少したことによるものです。人的コストを減少することにより、より効率的な行政運営ができるものと考えております。住民1人当たりの行政コストは22万円となっており、周辺自治体との比較については、広島市は37万円、府中町は21万円となっております。また、施設別事業コストにつきましては、現在取りまとめの作業を行っておりますので、取りまとめができ次第、これらの数値をもとに分析を行い、今後の行政運営の参考にするとともに、よりわかりやすく住民の皆様に情報を提供できるように工夫を凝らしていきたいと考えております。

次に、2点目の事業の必要性を示すために改善すべき点についてでございますが、事業の必要性の基準は、予算や職員等どれだけの行政コストを投入したのかではなく、どれだけの効果をもたらしたかが大切だと思いますので、行政コスト計算書だけでなく、事業成果について具体的な指標や数値目標を設定し、客観的に評価する事務事業評価制度の導入につきましてもあわせて取り組んでいく必要があると考えております。

続きまして、あんしん歩行エリアについての質問でございますが、1点目の今後の計画と整備率については、平成17年度に基本計画を策定した16カ所のうち13カ所について工事に着手しております。平成19年度末までの項目整備率は59%になります。今後の計画は、あんしん歩行エリア内の未施工部分に加え、エリア外の危険箇所についても路肩のカラーラインなどの安全対策に取り組んでいきたいと考えております。

2点目の危険箇所と整備の優先順位についてですが、あんしん歩行エリアの基本計画作成時に、住民代表、学校関係者、道路管理者、警察などでワークショップを3回開催し、その中で危険箇所の調査、安全対策の立案、整備の優先順位等を決定して策定しております。

3点目の電柱などにより歩道幅員が減少している箇所の実態とその対策につきましては、歩道と車道が分離していない狭隘な道路につきましては、歩行者が車道を通行するなど、危険な状態であります。その対策としまして今年度は、路肩のカラーラインなどによりドライバーへの注意喚起を行うあんしん歩行エリア事業や、蟹原浄水場横の町道162号線の歩道を新設するための測量設計を実施しております。今後も、住民が安全と安心して暮らせるまちづくりを実現していくため、歩行者等の安全対策について取り組んでいく考えでございます。

○議長（原田）西田議員。

○5番（西田）再質問をいたします。町有林の緑化に関してはいろんなところで研究がな

され、今現在進んでいる状況を今、回答いただいたんですが、例えば海田町だけではなくて、その周辺の自治体、それらとの連携はどのようなになっているのか、その点をまず第1点目にお伺いします。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）先ほど町長がご答弁申し上げました、今年度から始まりますひろしまの森づくり事業というものがございまして、各町が行うわけでございますが、この事業を行うために協議会を設置しなければならないというものがございまして、じゃ、その協議会で何について考えていくかというところに至りまして、先ほど議員のご指摘がございましたような、安芸郡3町、府中、海田、それと熊野、これが中国自然遊歩道のコースに当たっております。海田町の部分は町道がほとんどなんですが、林道も当然その中に含まれて熊野の方へ行っておると。それを媒体とする、3町の森の中を走っておるわけでございますので、それを中心とした、3町が連携した整備をやっていこうということで、3町合同の協議会を設置いたしております。個々に町によって特性が違いますので、そういう中で個々の特性に似合った整備をしていこうというようなことで協議会に諮って、今後どういうものをやっていくかということで第1回目の協議会は終了しております。そういう中で個々の町の整備を推進していくということでございます。

○議長（原田）西田議員。

○5番（西田）里山の整備の入り口に入ってきたというふうに理解してよろしいわけですね。今の林道を含めたという話ですよね。他自治体との連携が図れるその林道なんですが、特に総合公園周辺に広島県の、この前一応調査に行ったんですが、管理道路がかなり整備されてきております。この管理道路をそのままにしておくのも非常にもったいないので、そこら辺の活用というのはどのように考えられているのか、お伺いします。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）平成17年から19年にかけて、3年間かけて環境防災林として県で整備をされております。その中で、これは森林を整備するわけですから、人間が通ったりそういうものが通ったりするために作業道というものが設けてございます。先般、建設産業委員会の方でその整備状況を視察していただきまして、いわゆる公園の中の遊歩道みたいではございませんけれども、十分に遊歩道としても活用できるということでございまして、それを生かして、今度は事業手法は違いますが、ひろしまの森づくり事業におきまして、今、新峠と洞所山までその作業道が伸びておりますので、その

新峠と洞所山の山頂までを結ぶ山尾根ですね、今でも通れるわけですが、そこらを、いろいろ歩行するには不都合なところもございますので、その辺を森づくり事業で整備をし、その周辺も整備してまいりたいと。そういう中で、歩道と作業道がございますけれども、ループ状のコースができますので、それらを整備して将来的に住民の方々に楽しんでいただきたいなと、そういうふうに思っております。

○議長（原田）西田議員。

○5番（西田）その管理道路、作業道を含めて利用していきたいというふうに答弁があったわけなんです、そのためには、やっぱり山というのはどんどん変化してまいります。道路が非常に狭くなったり、雑草が生えたり、雑木が生えてきたり、いろんなことが考えられると思うんです。それは基本的にはいろんな活動団体もございますが、町の方もいろいろ協力、財政的にもですね、いろんな意味の支援をしていただくことも必要ですし、民間の活力、特にボランティア活動も導入していくようなことも当然必要になってくると思います。そのボランティア組織等のソフト面ですが、そこら辺は今現状どのようになっているのか、お願いします。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）これも先ほど町長が答弁をさせていただいたように、当面、今、森林に関してはソフト、ハードを含めて、これまで県がやってくださるまで余り何もしでこなかったという現状がございます。とりあえず里山の整備、ハードの部分を、問題がある箇所、そういうものをこの森づくり事業で整備いたしまして、今度はソフト、林業体験活動とか、森林の機能を理解してもらう例えば親子の会とか、そういうものをここ数年で整備していったら、そのボランティア団体との連携を将来的に図って、作業道も含めました遊歩道、それと間伐、下刈りをしたところの、また草が伸びてまいりますので、そういう体験活動の中で森を整備して、例えばマツタケが生えるような森林を育成できたらまた住民の方も喜ばれてそこらを歩かれるんじゃないかというようなことで、今そういう方針で進めてまいりたいと考えております。

○議長（原田）西田議員。

○5番（西田）この活動は、特に今は自然環境の問題が叫ばれていますので、早急に進めていただきたいんです。今年ですが、ノーベル平和賞を受賞された気象変動に関する政府間パネル、I P C Cの報告がこの1カ月ぐらい前に第4次というのが出ておるんです。ここで非常に重要な問題が提起されております。それは、1.5度から2.5度の温度上昇で

生物種の20から30%が絶滅の危険性が高まると言われております。それから、3度を超えると水不足が起きると。それは人に対してどのくらい影響があるかというたら、数億人に水に対する不足が起きてくるというふうに報告されておるわけなんです。だから、今のような、着実にこの山も早く整備しながら、そういう地球環境の問題にみんなが目覚めていただくような活動をどんどん進めていただきたい。特に今回はオーストラリアも京都議定書に調印するというような結果も出てきております。アメリカも、最後のとりでがなくなったので、恐らくそういった方向に動いてくるのではないかという。ということは、世界、地球全体の問題にもうなっているわけですね。だから、できれば海田町発で早目にこういったものに手を打っていただきたいんですが、町長、その点はいかがでしょう。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確かに今ご指摘のように、世界各国で地球温暖化の問題とかCO₂抑制がかなり話題になっておりますが、広島県もみどりの推進機構というのをつくられてそれに取り組む、山に親しむ1つの方策を考えておるんですが、私らのところは、ご承知のように、その町村と比べまして山が少ないので、そういう意味で、唯一の総合公園もかなり整備されたところですから、やはりよその山へ行くんじゃなしに海田町の山へ登ってもらって、お互いに森林に親しんでいただくようなことをまた企画をやっていただきたい、このように考えております。

○議長（原田）西田議員。

○5番（西田）じゃ、次に、2点目の財政の運営とまちづくりについての再質問をさせていただきます。先ほど財政の健全化を図るのにかなり人件費を落とされた、こういうふうなことを言われておりますが、今後、少子化が進む中、財政構造の改革が非常に必要になってくる。特に先ほど指摘がありましたような公債費とか人件費、扶助費、こういったものの抑制を図っていかないといけない。これは公債費に関しては再三再四しつつ私は質問しているんですが、まずここの地点に手をつけないといけないというふうには私は思うんです。それでずっと今まで質問をしてきたわけなんです、最後のとりでである人件費に関してなんですが、今、町のラスパイレス指数、過去10年間ぐらいどのような動きになっているか、お伺いしたいと思います。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（植野）現在、資料を持ち合わせておりませんので、後ほどお願いします。

○議長（原田）西田議員。

○5番（西田）私はホームページ等で一応調べてみたんですが、3年間の異動平均と5年間の異動平均、特にラスパイレス指数に関しては単年度で評価するのには、人事の構成等が変わってきた場合に大きく変化すると。単年度をもって評価したらまずいよというようなことが書かれておりました。それじゃ、もう少し平滑化して5年平均と3年平均をとってみたんですが、これが海田町の要するに人件費単価ですが、これは減少傾向になります。95%ぐらいになっていると思います。他町村と比較して、これはどっちかという限界に近い現状にあると思います。ということは何をしないといけないかという、やっぱり機構改革ですね。効率的に皆さんに動いていただくような方法をきっちりとっていくというようなことが必要になってくると思うんですが、人件費削減の中にその機構改革をもう少し強化していく、そういったところの考え方をお伺いします。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）機構改革でいわゆる効率的に人件費の抑制をということだと思っておりますが、最終的といいますか、平成22年度の定員の目標を197ということでお示ししております。ただし、その後も定年退職者がたくさん一遍に出てまいります。ですから、事務の効率化を進めながら、機構を縮小するというわけではございませんけれども、効率的な組織にして人員配置をしていく必要があろうかと思っております。それと、今後、後期高齢者でございますとか福祉事務所、そういう事務が起こってまいりますから、これも考え合わせて機構の体制は見直す必要があると思っております。

○議長（原田）西田議員。

○5番（西田）次に、2点目の都市計画の方なんですが、過去10年間の海田町の中・高層ビルの数字を調査してみたんですが、4階以上のビルに関しては海田町は現時点で232戸、矢野が88戸、瀬野川地区が78戸、船越は49戸と、断トツなんですよね。これはやはり先人の方々がいろんな意味の道路整備等をやられた結果、そういった高層ビルが随分できてきております。特に考えてみますと、東広バイパスが1本通りまして、今まで使っておった2号線が真ん中を走りまして、今回、連続立交でJRの側道がまた整備される。そうすると、海田の中には3本の大きな道ができるわけですね。そのときに、旧山陽道をメインにするよりはJRの側道をメインにしながら、3つの流れをうまく利用していくようなまちづくり、これが必要になってくると思うんです。そこで、旧山陽道の方のまちづくりも、特に第4次10カ年計画が当然今から出てきますよね、3年後ぐら

いで。それではもう間に合いませんので、そこら辺をできるだけ早目に、そういった全体を見ながら、先人の人がしっかりお金を出してつくられたインフラ整備ができているまちをもう少し磨けるようなまちづくり、そこら辺はどのようにお考えになっているか、特に第4次がせっぱ詰まっておりますので、その点を含めてご答弁をお願いします。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）今、議員がご指摘のように、将来的には大きな3本の街路が町内を縦断していくという要素がございます。それと、今進めております海田市駅南口の整備、駅前にふさわしい整備をしていく中で中店窪町線、これが現広島呉線と青崎中店線、それを結ぶ大きな道路となつてまいります。そういう中で、北口も含めて、青崎中店線は北口を通るわけでございますので、北口を含めた、将来的に海田駅前線というのが今申された旧山陽道とつなぐ計画道路となつてまいります。今申されたように、山陽道をそういう主要な幹線から除いてくるんだから、それなりの利用方法を高める中で市街地形成を図ったらどうかということはございますが、現在のところ、まだ連立が少し7年おくれて、その側道の整備が始まるのが計画では三十三、四年になります。それ以降のことでございます。それができないと北口の駅前広場も駅前線も着手できません。そういう長期的な展望の中で、今、現実的に旧山陽道は県の方の管理になっておりますので、それらを青崎中店線との切りかえ、そういうものを経た上で今後の課題として1つの大きな項目になろうかとは存じておりますけれども、いかんせんまだ期間がございますので、そういうもろもろの問題の解消も必要ですので、今のところは課題としておく段階でございます。

○議長（原田）西田議員。

○5番（西田）だから、まだ先の話ですので、今の計画決定がなされている中でいろんなところを精査する必要も出てくるというふうに私は思うんですね。だから、そこらのことを踏まえて第4次の計画の方へしっかり盛り込んでいただきたいというふうに思います。

次に、行政コストのことですが、一応府中と同じようなレベルに、人にかかるコストの関係も一応出てきて答弁をいただいております。やはりこういう数値を表現していくということは、基本的に目標値というのはある程度定める必要があるんですね。その目標値に向かってどれだけの効果が出てきたかというような評価を常にしていくというふうに私は思っているんです。そこら辺、ある程度のいろんな部門の目標値の設定を含

めて今からどういうふうに進められるのか、ご答弁をお願いします。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）ただいまの質問でございますが、目標値の設定ということでございますが、今現状では目標値の設定をしておりません。行政コスト計算書につきましても、まだ統計をとり出して期間が短いものです。ここらの分析についても本年度は昨年度との比較というところを出しておりますので、今後、そこらについては研究をしていきたいと考えております。

○議長（原田）西田議員。

○5番（西田）じゃ、最後のあんしん歩行エリアについてなんですが、これは私は質問等をしてきたわけなんですが、電柱の地中化、最終的にはやはり電柱を地中化して、そういった歩行のエリアを確保してあげる、車道と歩行を分離するというのは、これは非常に重要なことで、今回、工事が何か計画されているとか、カラーラインを引くとかというような結果が出ておりますので、特に、できればモデル地区を指定して電柱の地中化を少しずつでも図っていく、この辺は町長さんの決断を聞いた方がいいと思いますので、最後に町長さん、電柱の地中化に目標を定めて今からまちづくり、安全・安心なまちづくり、これをどのように考えられているか、ご答弁をお願いします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）ご承知のように、電柱の地中化というのは非常に金がかかるんですね。それが一番の課題なんです。今、皆さんにお示ししておるように、財政的にかなり厳しい財政の状況でございますので、まず、私は子どもの通学関係の道路の確保、安全・安心の確保で今、道祖園の下の道の安全歩道の問題とか、続いて今度は蟹原の浄水場の前、あれを拡げて歩道を確保するというのに、今のところ、それの方へかかっておるんです。理想的からいけば、今おっしゃるように、新しく道路をつくったりするときに、それに合わせてやるのが一番理想的だと思いますので、今度の大きな課題でございますので、検討してまいりたいと思っておりますが、その節にはまたよろしくをお願いします。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（植野）先ほどの西田議員のラスパイレス10年間の平均でございますが、94.9でございます。

○議長（原田）暫時休憩いたします。再開は15時といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2 時 4 3 分 休憩

午後 3 時 0 0 分 再開

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

一般質問を続行します。15番、佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。

国保事業についてお尋ねいたします。高過ぎる保険税、非情な保険証の取り上げ、増大する無保険者、加入する国民健康保険は今、土台を掘り崩すような危機に陥っております。年収200万円台でも30万円、40万円という負担など、多くの自治体の国民健康保険税は既に住民の負担能力をはるかに超える額となっております。最悪の結果、医療費を全額負担する資格証明書に変えられたり、また、有効期間を1カ月・3カ月などに限定した短期証交付も増加傾向にあります。滞納世帯は948件、資格証明は38件、短期保険証は平成13年は168件であったが、昨年度は430件、今年は566件と、年々悪化しております。社会保障及び国民保険の向上を目的とし、住民に医療を保障するための制度である国保が逆に社会的弱者を医療から排除しているのは一刻も放置できません。

そこで、具体的にお尋ねいたしますが、質問の1、生活困窮者からの保険証の取り上げを中止したらどうか。

質問の2、国が責任を果たし、支払い能力に合った国保税に引き下げる対策をする必要がありますが、どうでしょうか、お尋ねいたします。

質問の3、町からの一般財源の繰入れの増額、また、県の支援により国保税の軽減、減免制度の拡充はいかがでしょうか、お尋ねいたします。

質問の4、使用者、これは企業等を含んでおりますけれども、違法行為を正して、資格と権利のある労働者はすべて被用者保険への指導を強化する必要がありますが、どのように考えますか、お尋ねいたします。

質問の5、町の最重要課題の1つとして、健康で長生きをする課題を最優先し、その結果、国保税の減税に結びつける施策を講じてはどうか、提案するものでありますが、いかがですか、お尋ねいたします。

質問の6、世帯の約半数の方が国保に加入され、そのうち滞納世帯とカウントされている世帯は約18%であります。健康増進と、国保税を減税するために取り組むプロジェクトチームをつくることを提案し、健全な施策を進める必要がありますが、見解をお尋

ねいたします。

また、当面広島県平均を目指す取り組みをする必要がありますが、あわせてその見解をお尋ねいたします。

続いて、後期高齢者医療制度についてお尋ねいたします。後期高齢者医療制度が来年4月から始まります。これは、自民党と公明党が連立を組み、特に小泉内閣以来相次いで年金課税の強化、老年者控除の廃止、国保税・介護保険料の値上げ、医療の窓口負担増と、とりわけ高齢者に冷たい政治が続いております。こうした中で来年4月から始まりますこの問題について町長に具体的にお尋ねいたします。

質問の1、この新しい制度の目的は、高齢者から確実に、より多く保険料を取る施策であります。2つ目には、高齢者の医療を制限して、入院や長期療養を困難にする制度でもあります。また3つ目には、保険料が払えなければ保険証も奪うというもので、所得が低く、病気が多いハイリスクな高齢者だけを集め、他の医療保険から切り離す、こうしたことで、今後医療費が上がれば、保険料も値上げか、また医療水準の引き下げか、二者択一を迫るひどい制度と思いますが、町長の見解をお尋ねいたします。

質問の2、実際の運営は都道府県ごとにつくられる単一の広域連合で行うのでありますけれども、独自の減免制度条例を設けるように働きかけを行う提案をいたしますが、見解をお尋ねいたします。

質問の3、広域連合議会もつくられて、今朝ほど報告もありましたけれども、住民との関係が遠く、高齢者の声が十分に届く必要があります。高齢者の生活実態がどのように把握され、高齢者の意見がどのように反映されるのか、また、広域連合議会の報告等はどのように保障されるのか、お尋ねいたします。

続いて、J R 高架事業と庁舎移転についてお尋ねいたします。庁舎の建設と移転場所は町民の一番の関心事であります。そのことによって町民に夢と希望を与え、また、町全体の活性化につながります。そこで、具体的にお尋ねいたします。

質問の1、J R の高架事業は7年延びたわけですがけれども、県も市も町もその計画どおり進んでいるのか、また、町として財源の対応等の計画はどのように対応し、どうなっておりますか、お尋ねいたします。

質問の2、庁舎建設の建設場所について、主に3カ所に絞られ、いろいろ論議が交わされておりますが、財源の問題もありますけれども、一番重視しなければならないことは、行政のサービス向上、また、安全を守る防災と新たなまちづくりの起爆剤、これが

らのまちづくり推進の拠点となり、特に安芸郡の中心としての役割、少子・高齢化、あるいは情報化、こうした多様化する町民の要望等に応えるのには私は駅前が最適と考えますが、どのような見解なのか、お尋ね申し上げます。

質問の3、庁舎建設について審議中でございますけれども、どこに建設しようと約500席程度の文化ホールの併設が必要であると考えますが、どのようにお考えですか、お尋ね申し上げます。

続いて、駅周辺の整備についてお尋ねいたします。南口ロータリー・バスターミナルは現在改良中ですが、どのように改善され、また、それに関連する明神橋の拡張等、これらの改良はどのように進展しておりますか、お尋ねいたします。

最後に、JRのバリアフリー化についてお尋ねいたします。6月議会からのJRのバリアフリー等の意見書の提出、その後の進展はどのようになっておりますか、経過報告を求めます。

以上です。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）佐中議員の質問に答弁いたします。

まず、国民健康保険事業についての質問ですが、第1点目の生活困窮者からの国民健康保険証を資格証明書に切りかえて交付することを中止したらどうかとの質問でございますが、資格証明書の交付は、特別な事情がないにもかかわらず国民健康保険税を滞納している方を対象に交付することとしており、交付については慎重な取り扱いを行うよう努めております。ご指摘の資格証明書の交付を中止することにつきましては、制度上できないものと考えております。

次に、2点目の支払い能力に見合った国保税に引き下げる対策についてでございますが、国保税につきましては今後も法令等を遵守し、適正な負担額の設定に努めるとともに、国に対しては国保財政基盤強化策の拡充・強化などについて要望活動を続けてまいりたいと考えております。

次に、3点目の一般会計からの繰入れの増額、県の支援による国保税の軽減、減免制度の拡充についてでございますが、一般会計からの繰入金は、国保以外の社会保険の保険料を支払っておられる方々からすれば二重払いとなり、税負担の公平性を損ねることから、軽減、減免制度の拡充は考えておりません。

4点目の、使用者の違法行為を正し、資格と権利のある労働者はすべて被用者保険へ

の指導を強化する必要があると考えるが、どうかとの質問でございますが、使用者は従業員を5人以上雇い入れると社会保険に加入する義務が生じてまいります。社会保険適用事業所であるにもかかわらず社会保険の適用を行っていない事業所が判明しましたら、監督官庁である社会保険事務局に連絡し、適切な対応をしていただくようお願いしております。

5点目の国保税の減税に結びつく施策につきましては、健康増進事業を積極的に推進することが医療費抑制のための大きな決め手になると認識しております。このことが長期的には国保税の軽減につながるものと考えております。本町といたしましては、この健康増進事業を重要施策の1つとして位置づけ、現在策定中の「海田町健康増進計画・健康かいた21」の中でその具体的な取り組みについて検討を進めておるところでございます。

6点目の健康増進と国保税を減税するための取り組みについての質問でございますが、これからは医療給付の保険部門と健康増進を担当する衛生部門等の連携が一層重要であり、健康増進施策が一体的に展開できるよう、組織改正も含め、検討していきたいと考えております。

次に、1人当たりの国保税が県内平均より高いことへの取り組みについては、これまで答弁いたしましたとおり、町民の皆様の健康づくりをより推進するための健康増進事業などを取り入れていくとともに、収納率の一層の向上を目指してまいりたいと考えております。ただ、医療費などの現状からすると、国保税の引き下げはできる状態にはないと考えております。

続きまして、後期高齢者医療制度につきましてのご質問でございますが、1点目の新しい制度の目的でございますが、我が国は国民皆保険のもと、だれもが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や高い医療水準を達成しております。しかしながら、急速な少子・高齢化に直面しており、今後、国民皆保険を堅持し、維持可能なものとしていくため、新たに後期高齢者医療制度が創設されたものと思っております。

次に、2点目の広域連合に独自減免制度条例を設けるよう働きかけをしてはどうかということにつきましては、11月30日の広域連合議会において、震災、風水害、また失業等により財産や収入が激減するなどの特別な事情に対する保険料の減免に関する条例が可決され、制定されております。

次に、3点目の高齢者の生活実態の把握、意見がどのように反映されるかにつきましては、広域連合と構成団体である市町が緊密な連絡調整により高齢者の実態把握をし、広域連合運営審議会において、老人クラブ等からも委員として出席いただき、ご意見をいただきながら適正な制度運営を行っていくこととされております。また、広域連合議会の報告等はどのように保障されるのかにつきましては、市町議会への資料提供の要請があれば、資料配布を行うことになっております。

続きまして、J R 高架事業と庁舎移転についての質問でございますが、1点目の広島市東部地区連続立体交差事業の期間延伸に関しては、今年3月に、県において事業期間を7年間延伸し、平成34年度に完了させる方針が出されました。これに伴い、事業計画につきましては、総合基本計画に係る実施計画を見直し、県の事業の進捗状況により計画的に実施する方針としております。また、財源につきましては、平成25年度以降に連続立体交差事業の本体工事が着手されますと、毎年多額の負担金を必要とし、財政運営が厳しくなることから、新たな財源の確保について検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の庁舎の位置についてでございますが、ご指摘のとおり、新庁舎建設に当たっては、まちづくりの効果や利便性など、様々な視点から町民の皆様のサービス向上と本町の発展につながる最も望ましい場所を選定する必要があるものと考えております。先ほど崎本議員にご答弁申しましたとおり、新庁舎の位置は、公共交通機関の拠点であり、土地区画整理事業と一体的に進めることによりまちづくりへの相乗効果が期待できる駅前が最適であると考えております。しかし、新庁舎の位置については現在、庁舎建設特別委員会において、交通アクセスや位置、まちづくりへの効果等様々な角度から検討されておりますので、最終的には特別委員会が出された結論を尊重した上で判断してまいりたいと考えております。

3点目の文化ホールの併設についてでございますが、9月議会でもお答えしましたとおり、新庁舎の建設に当たりましては、より一層の町民サービスの向上につなげるため、財政状況を勘案しながら、庁舎機能に何らかの機能を付加していく必要があるものと考えております。その機能の1つとして文化ホールが考えられますが、今後、庁舎の位置が決定し、庁舎建設特別委員会において庁舎の機能等についても検討する段階で、費用対効果等を十分に勘案しながら議員の皆様と一緒に検討してまいりたいと考えております。

続きまして、駅周辺の整備についての質問でございますが、駅前広場の具体的な改善内容については、昨年10月の広島電鉄バスが新たに乗り入れることに起因した交通混雑を解消するため実施したものです。この広場は土地区画整理事業で整備予定であるため、現段階で多額の事業費をかけ全面改修するのではなく、部分改修による改善策を実施いたしました。主な改善策として、バス停周辺の道路拡幅、広場内でバスが回転できる回転路の確保、一般車の長時間駐車対策として、駐車場を停車帯に変更する等を実施しております。これにより渋滞が緩和されるものと考えております。

次に、明神橋拡張につきましては、現在、広島県において具体策は予定されていませんが、今後とも広島県に要望してまいりたいと思います。

続きまして、ＪＲバリアフリーについての質問でございますが、進捗状況につきましては現在、事業施行者であるＪＲと、駅構内のエレベーター設置、プラットホームのかさ上げ、多機能トイレ改良、誘導ブロック新設改良、手すりの設置等について協議をしているところでございます。その中で、今年度は実施設計を行い、20年度から2年間でエレベーター等の設置を行う予定でございます。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）国保について、私は毎回ここ2年か3年ぐらいずっと取り上げてこの問題をただしておるわけですが、実際約5,000世帯の中で900幾ら滞納されておる。ざっと見ても、やっぱり18%の人が何らかの影響で滞納せざるを得ない、また、支払いがおくれている状況なんです。町民から見ると、保険者から税金を払うところを見れば、いろんな税金がずっと上がってきておるんですね。その中でまたこれが支払い能力に大きく負担がかかるようなやり方。町民からしてみれば、どんどんどん税金がずっといろんな形で全体が上がってきておる。この中で医療費が2割から3割とか、また、現役者の人は何ばか収入があつたら3割払うというような、5年、10年の単位で見れば、まさに医療がどんどんどん改悪をされる。今の後期高齢者の問題も、75歳以上の人がそこに全部集中して、そこでするようになるわけですが、その中身は、最終的には混合診療に行くんですね。これは一部は保険がきかないようなやり方。だから、私どもはうば捨て山じゃと言うておるんです、この後期高齢者の医療の問題は。それに、直前である前期は今60歳からほぼ国保に皆さんが加入されておるわけですね。町長は今、私の質問の中で、いろいろ一般会計から無理やり出すのもなかなかしんどいと。国も県も言うことを聞いてくれない、どうしても町民に負担をかけにやいかんという答弁を私は今

いただいたんです。だけれども、何回も私は言っていますけれども、なかなか下げる運動をしていない。さっき重要課題の1つで健康プランかいた21というのを計画している。しかし、この段階でおさまっておるんじゃないんですか。町民に全然そのことがアピールされていない。私らもそういう認識ですから。例えば町が国保じゃなくて健康づくり推進のまち海田町というぐらいでアドバルーンを上げてくれたら、私はみんながその意識に基づいて、全くそうじゃと。瀬野川の河川敷を使うて健康づくりをしようとか、また老人福祉センター、今は福祉センターですけども、温水プールを使って健康づくりをしよう。元気で健康で長生きをする、そういうまちづくりのアドバルーンが全然上がらん、見えんです。それは今さっき答弁を、何回も私も、前回もそうだし、その前もそうじゃったが、我々の位置づけもそうですが、町の位置づけが非常に弱い。これはどうされるんですか、お尋ねします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確かに元気で長生きをしていただいて、医者にかからん人がたくさんおるまちづくりというのが重要じゃと思っております。そのために、先般もメタボリックシンドロームとかいろんな教室をしたり、講師を呼んだりしてやっていますが、今ご指摘のように、瀬野川の河川敷を使つての「健康かいた21」というのをひとつ旗上げしてぜひ来年度やってみようじゃないかという考えを私は持っております。先ほど西田議員からありましたような、山へ一緒に登って健康づくりを進めたり、そういうまちづくりにいろんな形で各種団体が参加できるような方法のことを企画してみたい、こういうふうに思っています。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）思い切った大きな事業を、山登りとかそんな事業はなかなか難しいと思うよね。高齢者の方々に寝たきりをつくらない、健康で長生きをする。市町村合併の問題で、地方分権というのは、この基本を私はずっと述べたんじゃけれども、例えば高齢者社会、これに対応するのは、お年寄りが本当に歩く距離は半径750メートルなんです。直径1.5キロメートル。この中に公共事業であるとか、病院であるとか、買い物ができるとか、町の施策として、歩いて行けるような施策、公共施設とかいろんな催し、こうした中での健康づくりをやっぱり町が位置づけて、そして旗上げをする。アドバルーンをぼんと上げて「健康かいた21」の宣言のまちとかというようなのをやっていただいたら、家族もそうじゃし、本人もその気になって、健康のまちづくりじゃと。例え

ば今インフルエンザがいっぱい、はやっておるんですね。インフルエンザを予防するためには手を洗いましょうとか、うがいをしましょうとか、そういうのをぼんやりとやったら、今の国保税を1人1万円下げるとか、もっと下げるとかということができると私は思うんです。それを先手を打つこと、町として本当にみんなの命と暮らしを守るその先頭にやっぱり町が主導権を持ってやらなかったら、今のままで今日の議会で答弁して、健康づくりかいた21で最優先課題の1つだと。これは全く最優先課題の1つかもしれん。これはここで思っておるだけじゃないですか。広報の中でそのことも言われていないし、あるいは、町長がこういうところで答弁される、あるいは特別発言で宣言をするという形で垂れ幕とかそういうようなのをやる姿勢が私は町民にそのことが映ると思うんよね。これがなされていないから、どうも町は弱腰。全国でもこの問題は非常に難しい課題であるから、なかなか難しいというのが前提にあって、今までずっとその延長線上で来ておると思うんです。そうじゃなくて、本当に町民の暮らしを守り、保険税を安くして、健康で長生きのそういうまちづくり、私はどうしてもこれが必要だと思うんですよ。このことを抜きにして健康保険税の問題とか健康づくりの問題というのは、なかなかそれは位置づけが難しいと思うんです。やっぱり1つの柱をつくるべきだと思うんですが、それはどうですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）先ほども答弁の中にありましたように、「健康かいた21」というのを来年度から例えば第3日曜日とか第3土曜日とか、とりあえず私の考えとしては、まだ話は詰めておりませんが、瀬野川河川敷をみんなで歩こうとかという1つの策を実行してみたい、こういうふうに考えております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）国保の問題でどうしても私は気にもなるし、実現しなければならない、せめて広島県の平均、1人当たりが、私の調べですが、町と違うかもわかりませんが、今年4月では7万8,959円、これは全国平均ですね。広島県が7万6,711円。海田町は9万594円というのがあるわけですね。せめてこれに努力をする。このことが私は、口先では努力する、すると言うけれども、具体的に見えんのです。どうするのかという。以前私がここでこういう質問をしたら、副町長がにたにた笑いよったけれども、そのことについては余り言わなかったけれども、そういう健康づくりをやっていたら、例えば5,000世帯あるんですね、国保に入っておられるのは、9,000何人が入っておられ

るんですね。その中の半分が病院にかかったとして、全体の枠組みは大体それで総額を決めて割り出した数字じゃと思うんです。それを半分の人が病院に行かないような、年に2回行かないようなやり方をしたら、1万円ぐらいすぐ下げることができるんです。だから、そういう指導を行政としてやったらどうかというのを私は強く要望するんですよ。せめて広島県の平均並みにですね。そうしたら、庄原の方は病院が少ないけん、なかなか医療費がかさまんから平均より安いとか、海田町は30何の個人病院があるから、行きやすいからね。しかし、健康で長生きをするまちつぐり、これはふさわしいことはないんです。だから、そこら辺もうまいこと含めて、国保税の引き下げと健康づくりというのはやっぱりそうあるべきです。それが高齢者対策なんです。この宣言がおくれているし、その位置づけが弱いから私は厳しくこうして言いよるんですが、せめて平均まで、3年とか5年計画とかというやり方でそういう計画を持ってほしいと思うんですが、それはどうですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確におっしゃるように、目標を決めないと物ができないというのは1つの鉄則なんです。しかし、今現在の海田町の情勢と今までの国保の状況を把握しながらいろいろ案をつくってみまして、それを1歩でも2歩でも前進するような方法を考えてやっていきたい、こういうふうに考えております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）国保の問題はもうこれで置きますが、次に後期高齢医療、これも別法人なんですね。私も厳しく言いたいんじゃないけれども、これも質問のテクニックが要るような状況なので。実際には県の支援とか国の支援が非常に大きなウエートを占めるようになるんです。いろいろ問題点がこれもあって、国も保険料を半年無料にするとか、その年の最後までは9割方免除するとか、いろいろ方向はあるんですが、ぜひいろんな形でこれも行政的に支援をしてほしいということを強調して、この問題は終わります。これは別法人ですから、そう追及しても、いろいろ会議規則上の問題も出てくるので。

次に、JR高架事業の庁舎の移転です。この問題で、何回も言うようですが、単独町政のもとで町民に本当に夢と希望を与える。本当に原資は安くて、原資というのはお金のことですが、安くて立派な庁舎が補償によってできるわけですね。このことによって、町民にふさわしい庁舎を建設するという場合は町が持ち出しをかなりせにゃいかんという、大体3割から4割ぐらい持ち出しをせにゃいかんというような状況ですけれど

も、その財源、これをつくるスタートラインにつけば、一遍に財政的に集中するんですね。ＪＲの高架事業もあるし。だから、私はこの問題で財源の見通し、確かに海田町は県内でも有数の財源を持って、財政力指数もいいし、しかも借金も熊野に続いて２番目ぐらいじゃないですか。広島市と比べれば半分の借金。特別会計、企業会計全部入れても海田町は74万ぐらいでしたか。広島市は、この間調べたら、144万あるんですね。財政規模が小さいですから、いろんな事業が集中すると非常に難しいというのか、財源の捻出が難しいところがあるんです。広島市みたいな大きなところじゃったら、ほかのところを削ってでもごぼっと予算が出てくるけれども、しかし、そのことを余り町民に負担をかけないように計画的にやると、海田町は財源がいいですから、それは乗り越えることができるんです。私は一番ここを心配しておるんです。一番効果的で町民の要望に応えてサービスをするというのは私は駅前が一番いいと思うんです。ここももちろんいいですが、ここの東側を買っても、なかなか制限もあるし、人の流れから見ても不十分じゃというように思うので、財源の問題、この計画はいろんな事業も重なるし、麻痺というところまでは行かんとしても、かなりのウエートがこのことによって事業ができないというようなことになれば問題があるということで、今の25年度からがぼっと要るわけですから、もちろん起債も起こしていろんな計画をやるんですが、その財源の問題について、その見通しを一番心配しておるので、これまでの合併の駆け込み事業も含めていろんな借金が重なっておるんですが、それにしてもこの４年間でいろんなスリム化をされたりして、町長が頑張られて今のそういう実態になっておるんですけれども、そこから辺から財源の問題で、余り詳しくは言いませんが、その見通し、23年ごろから一遍に集中して、今までの借金も一遍に返さなきゃいかんというようなことになって非常につまづいたというようなことがないようにしてほしいし、その見通しはどうかのかというのをお尋ねします。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）財政健全化計画に取り組むということでお答えしておりますけれども、後日、財政健全化計画の中身についてはご説明させていただきますけれども、一応平成24年度までの、庁舎の移転を含めた財政収支見通しでは3億近い財政調整基金が残るような健全化計画というふうなことであります。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）今度は次に移りますが、駅前の建設、これは私は町長と意見がぴったり

ですので、申し上げることもないんですが、ただ、文化ホールの建設の問題、これは多くの町民が、私どもがほぼ4年に1回町民アンケートをした場合に、総合病院をつくれという問題と文化ホールを建設せよというのが高い数値であらわれてきておるんです。単独で文化ホールをつくるということになると、かなりの構えが必要なんですね。だけれども、庁舎の建設と一緒にすることになると、かなりスムーズに進む。私はこの機会が一番いいと思うので、ぜひこのことをこの計画の中に入れてほしいという、この見通しをお尋ねします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）私も議員になって2期目じゃったですかね、そのときに駅前に総合文化ホールをつくるという特別委員会もつくって、私も委員長で、岩手県のパッハホールとかいろんなところへ研修も行った経過もございます。そのときにいろんな、費用も使って設計図、見積もりもできたというような格好で、結局オジャンになった経過がございます。確かに海田町の施設はたくさんございますが、今ご指摘のような、いすに座ってそういう公演とか音楽会とかいろんなことを聞く場所が今1カ所もないわけなんですね。そういうことも含めて、先ほど申しましたように、そういう役場とも一緒にそういうことについてもまた議員の皆さんや町民にもいろいろと案を出していただきまして、それによって方向性を示して、とにかくよその今いろいろ岩国とか三原の方で庁舎の移転とかの問題がありますが、うちの場合は高架事業のためにここをのかにやいけないという1つの県・市の事業に対しての協力のもとでやるわけでございますから、そこらが若干よその市町と違いますので、いろんな案を出していただいて、それをまとめながら、どれが一番皆さんのお気に入るか、そして、さっき言いましたように、費用対効果も含めてぜひ実現していきたい、こういうふう考えております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）期待をしておきます。

次に、駅前周辺の整備の問題で、南口のロータリーの整備です。私はもっと改善して思い切ってさま変わりしたというように思ったけれども、ちょろっと広げたりして、何か不十分で、そんな気持ちがいっぱいなんですけれどもね。ずっと私はここで考えるのに、もう少し広げる場所があると思うんです。執行部が見て、広げるかどうか判断してもらえばいいんですが、今、バスがあるわけで、屋根がついておるんですね。その向こうのあずまやをとりましたから。その屋根の部分だけ、もっと歩道をちょっと狭くした

らもう1ライン拡がるというように私は認識しておるんですが、その辺は無理なんですか、お尋ねします。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）先ほど町長も答弁いたしましたけれども、区画整理事業でやる場合においても目の前に迫っているという状況が1つはございます。これは今、広場が2,000で、今度は3,800平米ぐらいのものになってきます。そうすると、バスレーンが3レーンの予定に今していますけれども、そういったものがある中で、ちょっと多大ないわゆる投資ということ、二重投資等は非常に難しいだろうと現在思っていた中での改良計画の改善だというふうに理解していただきたいと思います。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）具体的に聞きますが、区画整理、今言われましたが、じゃ、いつから始まるんですか、それは。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）今、区画整理事業について、いわゆる5.8ヘクを2ヘクに縮小しながら進めていくということで国・県と協議を進めております。今言ったそういう事業の変更、都市計画の変更等ができればすぐにでも着手していくということになろうと思います。今の予定では、一応我々の予定として21年度から事業の着手、いわゆる20年度の予定はそういう法的なものを整備して、21年度から事業着手していきたいというふうに考えております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）そうかもしれんけれども、しかし、21年度から、じゃ、その駅前の問題が解決するかというたら、できんでしょう。私が言いたいのは、本当にごまかしじゃと思うんです。21年度からするということでも、もっともっと先になる。じゃ、駅前のあのロータリー部分だけ先にやりますか。そうじゃないでしょう。私が言うのは、さっきもう1レーン増やせというのは、わずか縁石だけ動かせば、あとはそんなに金がかからんと思うんよね。だから、今の屋根がある部分をもう少しその部分だけ向こうの船越側へね。そうしたらバスがもう1レーン入るなという。今の屋根を置いておいて、その向こう側でもええがなと思って私はこの間見たんですが、それはちょっと屋根が当たるから無理なので、屋根をバスの幅部分だけ船越側に行ったら、もう1レーン十分できると私は思うんです。そんなに何千万もかからんと思うんよね。縁石を動かしてあそこを平ら

にしてやる。そうすることによって、駅前が混乱しないで行く。ただ、歩行をするのに多少窮屈なところもあるけれども、私は可能じゃというように見たんですが、その辺は再考する考えはないですか、お尋ねします。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）駅広の関係と、もう一つ重要な問題として駐輪場のスペースの問題がございます。あれを拡げるに当たっても相当量我々も今の駐輪のスペースを確保するというに考慮してまいりました。そういった中で、今以上に駐輪スペースを減らしてそういうふうな事業を進めていくということはもうしばらくお待ち願いたいというふうに考えております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）私は現地をずっと見ておるんですよ。今私が拡げろというのは、歩道が大幅にとってあるから、あるいはバスの屋根があるから、その分、バス1ラインとったしても駐輪場には影響ないですよ。ただ歩くのに窮屈なと言ひよるんですよ。それをもう1遍考えてもらえんのですかと私は言ひよるんですが、どうですか。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）バスレーンというか、その拡幅寸法ですが、約2m50cm近く要ということになると思います。そういった中で、やはり今言ったように、今新設したいいわゆるバスの待避所等、それも含めまして、ここしばらくはこの姿でやらせていただきたいと思います。

○議長（原田）もう1度発言をしてください。建設部長。

○建設部長（児玉）今の現状の姿でしばらく様子を見させていただきたいと思っております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）様子を見てええわ、そりゃ。

続いて、明神橋の拡張の問題。ここ1年ずっと同じ答弁を繰り返してきておるんよ。要望をする、県に話をした、見に来た。これから全然進んでいないよね。じゃ、どうするんですか、それは。あそこに陸橋があるからしょうがないとしても、しかし、今実際に困っておるんよね。大型バスが入ったり大型トラックが出入りして、信号に1台出るか、よう出ても二、三台です。そういうような状況をわかっておるのに放置しておること自体が問題ですと私は言ひよるわけです。県は議員に配る銭はいっぱいあるんですか

ら、こっちにも道路を拡げるほど、橋をもうちょっと隅切りするほどやっぱり金を回してもらおうような交渉をやって、事業をもう少しスムーズなやり方で道路の整備をしてほしいと思うんですが、これは町長の決意次第で県は動くと思うが、それはどうなんですか、お尋ねします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）この件につきましては、熊野から広島電鉄が乗り入れの時期からずっとこれは交渉しております。そして、何回か県に行くたびにお願いをしたり図面を見せたりして、事実見に来ていただいておりますが、人命が一番だから、もし事故があったらどうするんかというぐらいに厳しい意見を出していますし、また、熊野の先生の方にもぜひ応援してくれということで県の方へも強力に今お願いしておるところでございます。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）じゃ、最後に、バリアフリーの問題で、この問題で、エレベーターの問題から、ホームと列車との段差の問題の解消で、盆前に鉄道局の局長に会って、すぐ対応してくれたんですね。かなりのスピードでできるなという期待をしておったんですが、今この答弁の中では2年間ぐらいでどこまでどうなるのかわかりませんが、今回の予算でも補正予算を上げておられますが、じゃ、年次計画というのか、今からあと3カ月しかないよね、今年度は。来年度でどこまで進んで、全部終わるのかどうか、あるいは、ホームが3つあるんですから、3つの中のどこまででどうなるとかというのは話の中でどこまで進んでおるのか、お尋ねします。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）今、JRの方とは具体的に、今、町長が説明したような内容について詳しく掘り下げて協議をいたしております。それで、年度計画についてでございますが、基本的に今年度19年度におきましては実施設計を行ってまいります。それと、20年度は、5番線ですね、呉線の方のエレベーター関連施設、また、屋根が短いものですから、そういうものの仮の屋根をつけたり、そういうもろもろのことをやってまいります。それと、21年度、これが2番線、1番線、2番ホーム、1番ホームですね、そのエレベーターの設置ということになってきます。一応、先ほど町長の方からご答弁申し上げました、大体的内容がそうでございますが、ホームが狭うございまして、今ある階段を撤去いたしまして、そこへエレベーターを設置し、また新設するというような手順、これは五日市駅などと同様の方法でございます。そういうこと、それと、作業時間、これは

踏み切りといいますか、駅を閉鎖いたしまして、全部停電をして工事をやるものでございますが、その作業時間が1日について約1時間しかとれないと。そういうこと、それと、呉線、山陽本線がございますので、かなりの日数を要するということで、2カ年の事業になったというものでございます。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）答弁が1つも出ておらんのです。列車とホームの段差の解消については、全部のホームがあるんですから、それはどうなるんかと言ひよるんです。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）大変失礼しました。ホームの段差につきましては、エレベーターを設置する際、段差の解消に向けた高さでエレベーターの高さを設置してまいります。ということで、各年度、20年度、21年度、エレベーターをつける際に同時期に、これはJRの全部の負担なんですが、JRの負担をもってホームの段差の解消を行っていくというふうになっております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）列車とホームとのこうした段差の解消はもう21年度でなけりゃできないということですか、お尋ねします。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）先に段差の解消をするということで、後でエレベーターを設置するということになると、かなりの二度手間になってまいります。高さが先に高いところへ設置するというのはまた掘ったり何かせにやいけんものですから、どうしてもエレベーター等の設置の条件があれば同時期に行うというのが一番安価について適正な工法ではなかろうかと我々も思っております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）それはあんたはそう思うておるかもわからんけれども、これだけ要望が町民からもあり、議会からも意見書でわざわざみんなが東京へ行つてすぐ対応してくれました。こういうスピードをもってやったら、私は町民の皆さんも多少高くてもエレベーターを掘るぐらいの費用を認めてもらえると思うんですよ、町が単独で出したとしても。これはなぜ早くできるのですか。私の考えとか何とかと言うけれども、これはちょっとおかしいんじゃないの。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡） ご指摘のように、一般の道路とかほかのところへ物を建てるというのと全然ルールがＪＲの場合いろいろ、難しいと言うと語弊があるんですけども、私も先月の末に東京へ陳情に行ったときに大口鉄道局長のところへ会うてきました。お願いしておる件についてぜひひとつお願いしたいということもお願いしてきましたが、今、答弁しましたように、海田町の駅に似合ったやり方でないと、五日市がやっておるから、それがそのまま海田で使えるかというたら、使えないんだそうです。そういうふうな詳細なＪＲの一応企画というんですか、やり方に合わさんとできないということで、よそのまちでできたのをそのまま海田に使えるということを私もよく理解をしてやらにゃいけんと思っていますので、とにかくまだ機会があったら行って、早く促進して、できるだけ海田町の負担が少なくなるようお願いしていきたい、こういうように思っております。

○議長（原田） 本日の議事日程は終了する見込みがございませんので、本日はこれにて延会いたします。なお、明日も午前９時から本会議を開会いたしますので、ご参集ください。本日は大変ご苦労さまでございました。

午後３時５２分 延会